

日本・モンゴル外交関係樹立50周年記念講演 「日本とモンゴルにおける法の支配の浸透と促進」の開催について

前国際協力部教官（現京都地方検察庁検事）

庄 地 美菜子

第1 はじめに

令和4年12月15日（木）、日本・モンゴル外交関係樹立50周年記念講演「日本とモンゴルにおける法の支配の浸透と促進」が開催された。

モンゴル国は、1990年代初めに民主主義と市場経済制度への移行を開始し、そのために必要な法整備を進めてきた。

我が国のモンゴル国に対する法制度整備支援は、平成11年（1999年）にモンゴル国法務・内務大臣から我が国法務省に対して法・司法分野での協力要請がなされたことをきっかけとして始まり、同13年（2001年）に創設直後の法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）が「日本・モンゴル司法制度比較セミナー」を主催した。

同16年（2004年）からは独立行政法人国際協力機構（JICA。以下「JICA」という。）により司法アドバイザーがモンゴル国に派遣されて、同国初の民事判例集が出版されたほか、同18年（2006年）から同27年（2015年）までの間はJICAによるプロジェクト（弁護士会強化計画、調停制度強化）が実施され、日本弁護士連合会等の協力の下、モンゴル弁護士会調停センターの設立、調停制度の全国的な導入など大きな成果が得られた。

同29年（2017年）には、我が国法務省がモンゴル国法務・内務省から商法典の起草支援の要請を受け、モンゴル国初の商法典の制定に向けて、専門家の協力を得て同支援を継続している。

さらに、令和3年（2021年）8月には、法務省法務総合研究所とモンゴル国立法律研究所との間で「法・司法分野における人材育成に関する協力覚書（MOC）」が取り交わされ、両国の刑事司法制度比較等をテーマとするオンライン・ワークショップが毎年実施されるなど、両国の法・司法分野の協力・連携は一段と深化している。

また、名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE。以下「CALE」という。）により、平成18年（2006年）、CALEの海外拠点としてモンゴル国立大学法学部内に日本法教育研究センターが設立されて以来、その修了生の多くが両国の法・司法分野の架け橋となっている。

第2 本記念講演の趣旨について

モンゴル国は、法制度整備支援に関する基本方針における重点支援国の一つに挙げられており、今後も両国の法・司法分野の更なる協力・連携が期待されている。

今回、両国の外交関係樹立50周年の節目の年に、両国における法の支配の浸透と促

進に関して広く知見を共有し、モンゴル国に対する我が国の法制度整備支援の歩みとその成果を広く一般の方々にも周知してその理解を得ることにより、両国の法・司法分野における協力・連携、ひいてはその友好関係の更なる発展を図ることを目的として、本記念講演は開催された。

なお、本記念講演は、法務省法務総合研究所が主催し、モンゴル国法務・内務省、モンゴル国立大学法学部・経済及びビジネス法センター、JICA、公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）、日本弁護士連合会、CALE及び九州大学の後援を得て、日本会場、モンゴル会場及びオンライン配信のハイブリッド形式により開催され、両国から多数の参加者を得た。

本記念講演の開催に当たっては、在モンゴル日本国大使館、駐日モンゴル国大使館にも多大なる御協力をいただいた。

第3 本記念講演の内容について

開会に先立って、門山宏哲日本国法務副大臣、バヤルサイハン・ソロンゴーモンゴル国法務・内務副大臣、小林弘之モンゴル国駐箚特命全権大使、スフバートル・ボロルチメグ駐日モンゴル国大使館公使参事官から開会の御挨拶をいただいた。

本記念講演では、これまで両国の協力・連携に大きく貢献されてきた6名の皆様から以下のとおり御講演いただいた。

元裁判官で弁護士の稲葉一人氏からは、モンゴル国における調停制度の創設の御経験をお話しいただいた。

この中で、現地関係者のリーダーシップの下で行政と裁判所の揺るぎない協力関係により制度構築が進められたことに加え、制度を根付かせるには人材育成が最も重要であるところ、調停人の集中トレーニングにより「日本の調停の魂」のようなものがモンゴル国の調停人に引き継がれたこと、アジアに共通する話合いの文化が土壌としてあったことが、調停制度が同国に根付いた理由の一つであることなどが述べられた。その上で稲葉氏は、今後も検証を続けながら制度を継続していくことが重要であると述べられた。

モンゴル国立大学法学部学部長・教授のバトボルド・アマルサナー氏からは、両国の法律分野の協力が人材育成を中心になされてきたことが述べられた。

また、モンゴル国における近年の私法分野の改革として、今後商事法についての特別規定が整備されることで、契約がきちんと履行されるようになることや、取引に掛かる費用や時間の削減が期待できること、また、商事法についての特別規定を制定すると同時に消費者保護に関する特別法も整備する必要があることなどが述べられた。

元JICAモンゴル長期専門家で弁護士の磯井美葉氏からは、日本弁護士連合会のモンゴル国との交流の歴史として、同国での民事判例集の出版、モンゴル弁護士会の強化、調停制度の普及等について写真を中心に詳細に御解説いただいた。

九州大学大学院法学研究院副研究院長・教授の徳本穰氏からは、我が国が現在モンゴル国に対して行っている商法典の起草支援に関連して、前提として民法の歴史や伝統に

基礎を置く家族法や相続法が国際的な統一が困難であるのに比べて、企業を対象とする商法は、企業活動に伴う経済現象から生じる法則が基本的には人類に共通するものであって内容を同じくする世界的な傾向があり、国際的にも統一しやすいという特徴があることを御解説いただき、企業に関する法であるという商法の独自性からも、商法典を制定する必要があることなどが述べられた。

そして、モンゴル国立大学法学部内に設置された名古屋大学の日本法教育研究センターの修了生で、両国で活躍中のモンゴル国立大学法学部専任講師・九州大学大学院法学府博士課程サランゲレル・バトバヤル氏及び弁護士・モンゴル国立大学上級講師・モンゴル国立法律研究所アカデミックダイレクターのガンホヤグ・ダワーニヤム氏からは、特に法学教育における両国の協力関係について、日本語と日本法に習熟した日本法教育研究センターの修了生の多くが両国の架け橋となっており、今後の両国の協力関係の発展を更に担うことが期待されていることなどをお話しいただいた。

詳細については、本稿添付の講演録及び講演資料を御参照いただきたい。

第4 おわりに

モンゴル国と我が国は近年特に要人往来が頻繁に行われ、経済・投資分野での協力関係は今後ますます進められると思われる。そのような中で、両国は、自由、民主主義、人権及び法の支配を普遍的価値として共有するパートナーとして今後ますますその協力関係が強化されることが期待される。

本記念講演においては、20年以上にわたり行われてきた我が国とモンゴル国との間の法制度整備支援において、両国の関係者が互いを尊重しながら、信頼関係を構築し、長年協力を続けてきたことで、数々の困難を乗り越えてきた経験を共有し、また、今後の活動や協力関係の展望についても広く内外に知っていただくことができた。

本記念講演が、モンゴル国と我が国の今後50年の法・司法分野における協力と連携、ひいてはその友好関係の新たな礎となることを願ってやまない。

最後に、講演者の皆様その他本記念講演に御協力いただいた全ての関係者の皆様にこの場をお借りして心より厚く御礼を申し上げます。

日本・モンゴル外交関係樹立50周年記念講演



日本とモンゴルにおける 法の支配の浸透と促進

令和4年 **12月15日** (木)

日本時間 **14:30~17:20**

本年、日本とモンゴルは外交関係樹立50周年を迎えました。
これを記念し、両国に深い法律専門家6名の方々より、法・司法分野の
協力関係の歩みや今後の展望などについて特別にご講演いただきます。
(プログラムの詳細については、裏面をご覧ください)

参加無料
要事前申込み



- ◆ どなたでも無料で参加できます
- ◆ 事前申込みが必要です

【申込みフォーム】

<https://ws.formzu.net/dist/S873911632/>



ハイブリッド開催



- ◆ 会場とオンラインのどちらでも参加できます
- ◆ 日本語・モンゴル語の同時通訳が付きま

日本語・モンゴル語
同時通訳



会場：東京都昭島市もくせいの杜2丁目1番地18号
国際法務総合センター（会場定員：50名程度）

※公共交通機関をご利用ください。

※JR青梅線東中神駅北口から徒歩約15分



庁舎正面玄関



オンライン：ZOOMウェビナー

※お申込み後、開催前日にご指定のメールアドレス宛てに
参加用URLを送付します。

お問合せ先

法務省法務総合研究所国際協力部

TEL:042-500-5150（受付時間：平日9:30~18:15）

※接続等に関するお問合せは右記Emailにご連絡ください。Email: moj-j@seminar-support.com

主催：法務省法務総合研究所



後援：モンゴル法務・内務省、モンゴル国立大学法学部・経済及びビジネス法センター、
独立行政法人国際協力機構（JICA）、公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）、
日本弁護士連合会、名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）、九州大学

プログラム

(敬称略)

開会挨拶（主催者、後援者等） 14:30～15:00

講演 15:00～17:00

弁護士 元裁判官

稲葉 一人

「モンゴルにおける新しい紛争解決方法の創設に関わって」

モンゴル国立大学法学部学部長・教授

バトボルド・アマルサナー

「モンゴルにおける近年の私法分野における司法改革及びモンゴルと日本の協力について」

弁護士 日本弁護士連合会国際交流委員会委員 JICAネパール長期専門家
元JICAモンゴル長期専門家

磯井 美葉

「日弁連とモンゴルの関わり」

九州大学大学院法学研究院副研究院長・教授

徳本 穰

「モンゴルにおける商法典起草支援」

モンゴル国立大学法学部専任講師 九州大学大学院法学府博士課程

サランゲレル・バトバヤル

弁護士 モンゴル国立大学上級講師

ガンホヤグ・ダワーニヤム

「モンゴルの法学教育制度における日本との協力及び効果」

閉会挨拶（主催者、後援者） 17:00～17:20

ANNIVERSARY

ANNIVERSARY

[講演録]

□ 稲葉 一人（弁護士 元裁判官）

「モンゴルにおける新しい紛争解決方法の創設に関わって」

本日は、日本・モンゴル外交関係樹立50周年記念講演のトップバッターに採用していただきまして、本当に光栄です。

6か月ほど前にこのお話をいただいてから、何をお話しすればいいのかいろいろ考えてきました。いろいろな人の顔が浮かぶところだったのですが、今日は幾つかのことに絞ってお話をさせていただこうと思います。

まずは、モンゴルにおける新しい紛争解決方法というのは、実はこれは調停ということ、英語で言うと **Mediation** だということなのです。

そのことを前提にしまして、最初に、実は先日お亡くなりになりましたモンゴルの裁判所評議会の調停委員会の委員長をされているトンガラク判事に哀悼の意を示したいと思えます。トンガラクさんが関わられた点については、私のお話の中で触れたいと思えます。

私は、もともと裁判官をしまして、法務省にも勤めたことがあるのですが、アメリカに留学することがあって、その後ADR、裁判外の紛争解決、特に **Mediation** という、話し合いに第三者が関わって解決するという方法に非常に関心を持ちました。

そのために、最初はインドネシアですが、2007年から、モンゴルの法整備支援に関わらせていただくという機会に恵まれました。それ以外にネパールとかバングラデシュ、ベトナム、ミャンマーでも関わらせていただいております。一番長く深く関わらせていただいたのが、このモンゴルです。

今日はまず冒頭で、モンゴルとの出会い、その後の支援をお話しします。

アジア諸国に対して、JICA、ICDには調停制度の支援をしていただいております。この調停制度というのは裁判所付設型で、裁判所の中にある調停制度の支援です。

モンゴル以外のところでも、東ティモールを除いて私は関わらせていただいているということで、どの国にも対話の文化があって、その中で調停制度を取り入れていただくためには、私だけではなくて、現地の方々もいろいろお考えになりながら一緒にこれまで作ってきました。

先々週まで私はベトナムにおりまして、ベトナムでトレーニングをしてきたところです。

調停制度の創設に関わってというところで、何点かポイントを挙げます。

まず、法の紛争解決の位置づけを考えたいと思えます。

それから権利救済型というのは、一般的に言うと裁判制度ですが、調停というのは合意によって紛争解決できるということですが、この二つの関わりも考えたいと思えます。

それから裁判と調停、**Mediation**、今の同じような問いですが、この裁判と調停というのはどういう違いがあるのか、どういう点が同じであるのかということなのです。

ところで、モンゴルでの裁判所付設型調停プロジェクトは、JICAの評価では、非常

に調停制度の取り入れがうまくいった国ということです。間違いないと思いますが、なぜそういうふうな成功に導かれたのかということについて少し私の考えもお話したいと思います。

もう一点は、今後、コロナの時代を越えてどんなふうにモンゴルが変わっていくのかということについて、私なりの意見と伺いますか、お考えをお話したいと思います。

調停制度の支援をなぜ私がやるようになったのかというと、インドネシアのアチェで2004年の12月に起こったいわゆるスマトラ地震において、アチェの町が津波によってほとんど崩壊した、10万人以上の方が亡くなったということ、これをきっかけとするのです。

10万人の方が亡くなって土地が流されたということになりますと、当然相続の問題が起こったり、土地の問題が起こったりするのです。

ところが裁判所も流されているわけなので、裁判所での解決がなかなかうまくいかないということから、アチェ政府、そしてインドネシアから、日本政府、日本の弁護士会に対して、協力の要請があったということがきっかけです。

私はずっとこういう Mediation とか、裁判外の紛争解決についてトレーニングをしておりますので、日弁連と一緒にこれを支援することになりました。当時、JICA ネットを使って、今でいうとZOOMとか、Webexみたいなものですが、そういうものを使って、現地の方々をトレーニングするというのをしたのです。今から15年近く前です。

そこで調停人が育って、その調停人がこの次の年に起こった約5,000件という遺産分割の協議をほとんど話し合いで解決しました。

先ほどから Mediation、あるいは調停というふうにお話ししておりますけれども、ここに見ていただいたように、調停人がいて、当事者お二人がいる。この間に中立的な調停人が関わって話し合いをする。いたってシンプルはシンプルですけども、日本は、こういうような調停の制度を1920年前後ぐらいから持っている、世界で最も古い調停国でもあるのです。

そんなことから私のほうにお話があって、これがインドネシアでうまくいったということも含めて、この後、モンゴルに導入されるということになった、こういうきっかけなのです。

モンゴルではいろんなところに連れて行っていただいて、この写真は、実は最高裁判所の裁判所評議会の庭だったと思いますけれども、ここの山の上から降りてくる羊を1頭蒸し焼きにして食べさせていただいたことを思い出して、この写真が残っていたので掲載しました。どこに行ってもいろんな形でサポートをしていただいたという実感です。

モンゴルの支援活動は、実は最初から裁判所の調停制度に関する支援であったわけではなくて、最初は弁護士会の強化プロジェクトというものから始まって、それからのフェーズ1、フェーズ2という形でJICAの支援がありました。

そこには、この後お話しいただく磯井さんが行われた日本弁護士会の協力もあったので

す。そして、ここへ法務省・ICDの方々も次第に入ってきていただくということになりました。

日本による支援に関しては、私が立役者ではなくて、私はずっとロースクールの教授をしておりましてので、しょっちゅうモンゴルに行くわけにはいきません。

それでも10回以上は行ってありますが、その間、長期専門家として田邊弁護士、そしてこの後講演いただく磯井弁護士、そしてたぶん最後の仕上げを非常に苦勞してやられた岡弁護士、この3人が日本側の立役者であって、そして、現地の方々と非常に深い、そして広い信頼関係を作られて、それがモンゴルの方々と御一緒に活動できた理由だと思えます。

岡弁護士は、「おまえがガンバレよ」という題で単行本まで書かれています。

それでは、モンゴルでのこの裁判所付設型、英語で言うと CourtAnnex と言いますが、裁判所の中の調停制度をどんなふうにしていったのかということ振り返ってみたいと思います。

最初に、調停制度の強化プロジェクトのフェーズ1というものが行われまして、そこでは三つの地区だったと思いますけれども、パイロットコートを作るというやり方をとりました。全て最初から導入するとリスクが大きいので、このパイロットコートで調停制度を入れて、そこで試行していただくということです。

私たちも現地に行って、それぞれの裁判所に行って、少し調停制度自身がまだまだ知られていない中でしたので、それこそ市民の方々にも来ていただいているいろいろ講義をしたり、現地の新聞であるとか、それからテレビ等にも出て、一緒に広告活動をやった覚えがあります。

そこで、モンゴルの新調停法ができるということになりました。これは前後するのですが、調停法自身が成立できるかできないかという瀬戸際のところまで行ったのですが、これは現地の調停委員会を中心とする先生方が非常に苦勞されて、モンゴルの新調停法、つまり、モンゴルの場合は新しく制度を作られたということです。

したがって、裁判所に行っても裁判官の判決による解決だけではなくて、裁判官は関わらないとしても、調停人が関わる合意による紛争解決、こういう新しい制度ができたのです。

当然こういうような制度が入るためには、モンゴル側の事情もありました。裁判官が負担されている事件数が多いというようなこともあって、この制度が司法制度上も非常に求められたという経緯がありますが、しかし、基本は話合いで解決することによって、モンゴルの方々が自分たちの利益をしっかりと主張されて、そしてお互いが納得できるような形で解決することに裁判所が関わるということに価値を見いだされたのだろうというふうに思います。

このスライドは、小松弁護士が作ってくださったものですが、先ほどと少し重なりますけれども、弁護士会調停センターというものをまず作って、パイロットコートで、2010年ぐらいから調停人のトレーニングが開始されるということになりました。

ちょっと写真をお見せしますね。この左側がワーキンググループですので、これは調停委員会とお考えになっていただけたらいいと思います。ここにトンガラク判事が関わっていただいて、委員長として関わっていただきました。

トンガラク委員長は慎重な物言いをされて、そして丁寧な対応をされる方です。そして、こういう問題について構成員の誰一人も置いていかないような調停委員会の進行をされて、粘り強く調停制度をモンゴルの中で地に着けるための努力をされました。運営はまさに調停そのものでした。

右側は僕です。真ん中にいるのは僕で、今ここにいて、こうやって立ってお話しするのですが、大体マイクを持つとぐるぐると回りながらトレーニングをしていくというような、そういうようなやり方をして、現地の方々と調停のトレーニングをしました。

私は急に呼び出されて、何か花束をくれるというようなことを言われたと同時に、最高裁判所の裁判所評議会から最高功労勲章を頂きました。皆さんから見てこの右の（襟に着けている）これが勲章です。初めて着けたのですが、勲章を頂きました。同じものかどうか。

それからもう一つ、ここ（左襟）には弁護士バッジがあるのですが、その下に着けているバッジが見えますか。小さくて見えないかもしれません。これは、実はモンゴルの調停人のバッジです。調停人のバッジには3本の矢が付けられたものがあります。裏を見ると「006」ですので、6番目のモンゴルの調停人ということに私自身はなるのかもしれませんが、これを頂いて、非常にうれしく思った記憶があります。

これが裁判所評議会でのものです。この真ん中には磯井さんも出てこられると思いますが、実は裁判所評議会というのが、とてもこの調停の制度を作るに当たってサポートされたということがあります。

さあ、そこで出てくるのが、実は制度設計、これは政策論になるのかもしれませんが、やはり現場解決のための人材育成が非常に大事だという結論に行き着くのです。確かに建物が必要だとかそういうものも必要ですが、やはり誰が調停を動かすかは調停人、メディエーターの力量によるところが大きいです。この方々の人材をどういうふうにして私たちが育成していくのか、ここが大事だと思います。

御存じだと思いますが、日本でも3万人、と言いましても民事と家事と重なっておりますので2万5,000人ぐらいですけれども、その方々が調停人として働いておられます。この方々の力によって日本の調停も実は動いているということを考えると、やはりモンゴルでも調停人の育成がとても大事だということに気づくのです。

このことは、私自身が調停のトレーニングをしているので若干我田引水みたいなところはありますが、このようなトレーニングによって、その人に日本の調停の魂みたいなものがしっかりと受け継がれているのではないかと思います。

この写真の真ん中にいらっしゃるのがトンガラク判事です。トンガラクさんから見て右側が磯井さん、左側が僕です。見てお分かりのように女性の方が多いのです。この女性の方々を引き連れて、やはり調停の制度を作られたというのがトンガラク判事だったので

はないかと思います。先日お亡くなりになりましたことに私も非常に心を痛めましたけれども、この場でこのような形となりましたが、哀悼の意を表したいと思います。

このようにして、モンゴルの民事事件において裁判所付設型の調停というのができ、裁判所の中に元裁判官であるとか、それから裁判所の書記官がトレーニングを受けて、メディエーターになるという仕組みが作られました。

このような制度の、しかも常勤の調停人を中心とした調停制度というのは、実は世界で多分初めてなのではないかと思います。日本は非常勤の調停人ということになるのですが、こういうチョイスは、決して僕らがこうしろと言うのではなくて、モンゴルの方々がいろんなところを学んできながら自分たちでチョイスしたというところがあるのです。

そういう意味では、調停制度を作ることも自身もある種の意味での調停なのかなあというふうに思います。それを支えてこられたのが、先ほどから言っていますトンガラク判事だったと思います。

JICAの協力によるモンゴルの裁判所付設型調停の導入ですけれども、2015年のときに調停の申立・回付件数が1万5,000件、その中で処理件数が1万1,000件となっております。そして左の下がSuccess Rate、成功の割合が書かれておりますが、この件数はたぶんかなり高いだろうと思います。それからSatisfaction、つまり満足度の指標も非常に高いということが出ています。

そういう意味では、この制度はゼロから作り上げられましたが、最初から調停を利用した人の満足度を調査しながら作られた、多分世界で初めてのこういう制度になるのだろうと思います。

最後に、モンゴルで調停が成功した理由は、調停評議会や調停委員会のリーダーシップがあったことが大きな理由です。私たちが現地に行きますと、本当に最高裁判所の判事が直接来ていただいて御一緒にトレーニングを受けていただくとか、いろいろなサポートを受けました。今でもそういう方々の顔を思い出すことがあります。

もう一つは、大統領府主導の司法改革が並行して進んだということで、司法と行政がしっかりと手を結んだというところがありました。途中ちょっとそうでもなかった時期もあったことは事実なのですが、最終的にはこれがうまくいって、新調停法、そして調停人を育てるということについて、揺るがない形で両者が手を結んだということです。

それから調停人向けの集中トレーニングが実施されました。決して私が全部しているわけではなくて、先ほど言ったモンゴルの長期専門家である岡さんも、モンゴルに行くまでは調停のトレーニングなんて一切受けたことがなかったのに、最後には御自身でほとんどの調停のトレーニングができるまで成長されたことも要因です。そういう意味では、とても良い人に巡り合って、いい時期に、このような中身ができたのだろうというふうに思います。

さあ、そうすると、私たちが考えなければならないのは、東南アジアや東アジア、モンゴルは北アジアになるのですが、話合いの文化の共有ができるのではないかということです。どの国でも話合いの文化は、形は少し違ってもあるのです。二者で話し合うというこ

ともあると思いますし、第三者を入れて話し合うという仕組みもあると思います。

モンゴルでもそれぞれの方々は分散して生きているとしても、交流がある中で、やはり対立があるときに、それなりに平和的に解決するために、この調停の制度に近いものがあったという文化があったので、多分うまくいったのではないかと考えております。

実は2020年からコロナになったものですから、なかなか現地に行けなくなったのです。たしか僕が最後にモンゴルに行ったのは、2020年の1月か2月だったと思います。そこから行けていないです。

そうすると、調停のトレーニングというのはやはり対面してやらなければならないというような思いがあって、なかなか行けない。そうするとトレーニングができないというようなことになったので、実はeラーニングの調停のトレーニングの仕組みを、JICA、ICDにも協力していただいて作りました。この写真がそのときの調停の様子です。右上は私が調停人となって、皆さんの前で調停をしていくというようなことをやりました。

最後の写真は、愛媛和解支援センターです。モンゴルの方々の訪日の際に、同センターに訪問していただきました。ここは日本の民間型のADR機関で、調停をしているのです。20年間全部無償でやっているというところです。一旦やり始めると止めることはできないというのが、やはり調停の制度だろうと思います。センターは絶えず活動を続けています。

モンゴルは世界に誇る調停制度を立ち上げました。これからいろいろな波に揉まれるのだらうと思いますが、最初の問いである、「強制になっていないか」とか、あるいは「ちゃんとした合意ができているのか」、「調停人がしっかりと倫理的な規範に従っているのか」、「当事者の満足度はどうなのか」ということを考えていただきたいというふうに思っております。私もそのために、まだまだ貢献ができるのかなというふうに思っております。権利救済型の裁判と違った、しかし、権利救済の場で行われる調停制度の信頼を高めるために、調停人や裁判官がどのような役割を果たすべきかは、これからもずっと考えるべきテーマであると思います。

今日は、記念講演の一番最初にお話しするという名誉ある地位を頂きました。これからもモンゴルとの国際関係も含めてうまくいくように、私も何か貢献したいなと思っております。

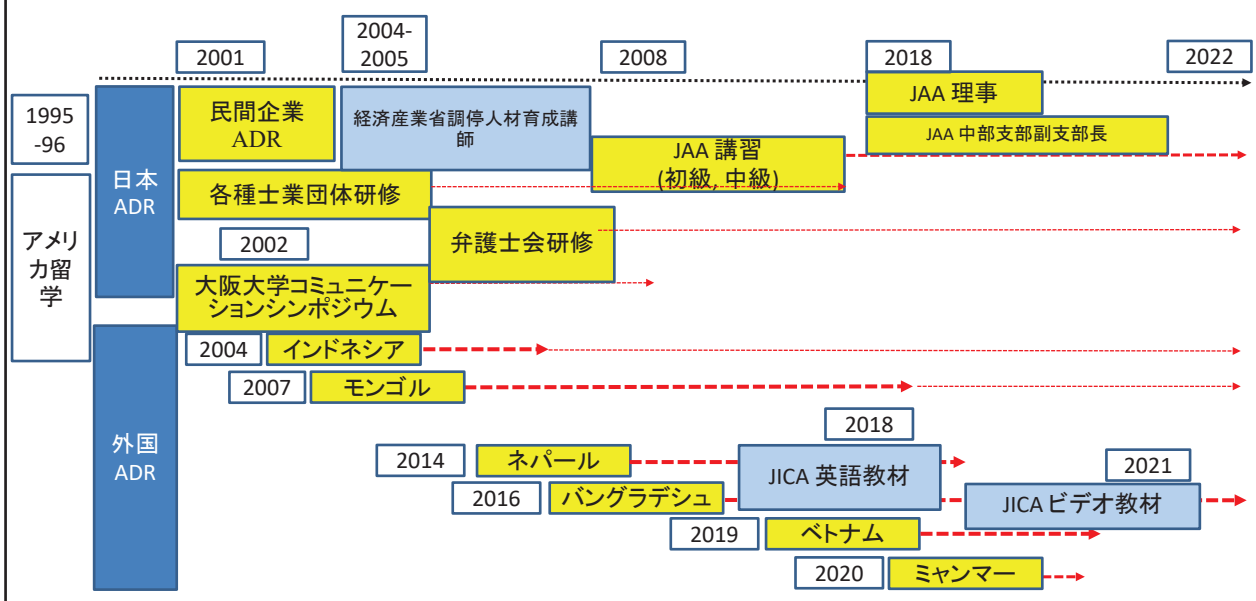
ありがとうございました。

日本・モンゴル外交関係樹立50周年記念講演

モンゴルにおける新しい紛争解決方法の創設に関わって

弁護士 元裁判官
稲葉 一人

調停における職歴

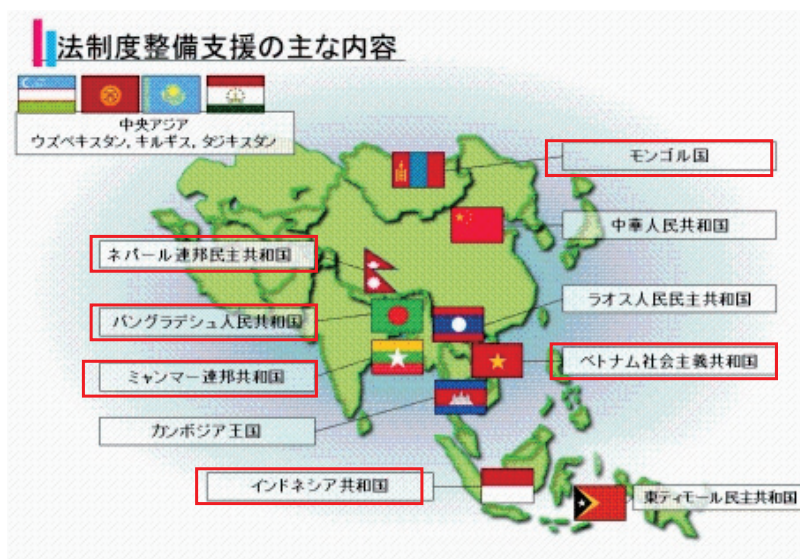


アジア諸国におけるJICAの調停制度支援

モンゴル (2004-15)
インドネシア (2007-09)
東ティモール (2013-14)
ネパール (2013-2018)
ミャンマー (2016-)
バングラデシュ (2017-)
ベトナム (2018-)



3

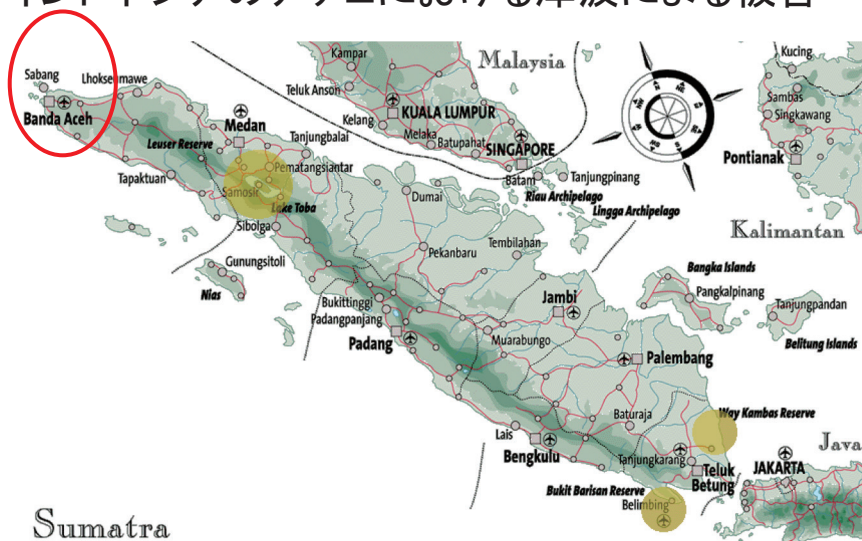


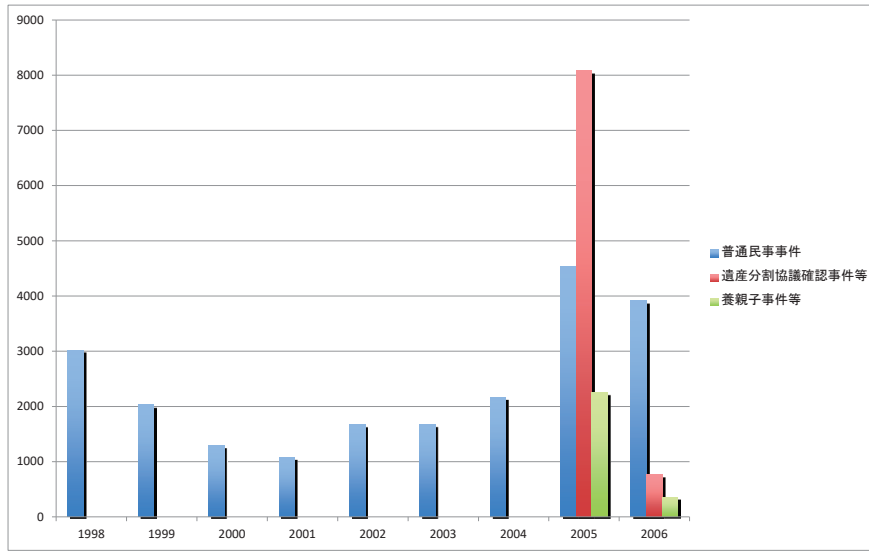
https://www.moj.go.jp/housouken/housou_lta_lta.html

「モンゴルにおける新しい紛争解決方法の創設に関わって」

- 法の紛争解決への位置づけ
- 権利救済型と合意型
- 裁判と調停(メディエーション)
- 成功の中身
- 成功の理由
- これからのモンゴル

2004年12月26日のスマトラ地震と インドネシアのアチェにおける津波による被害

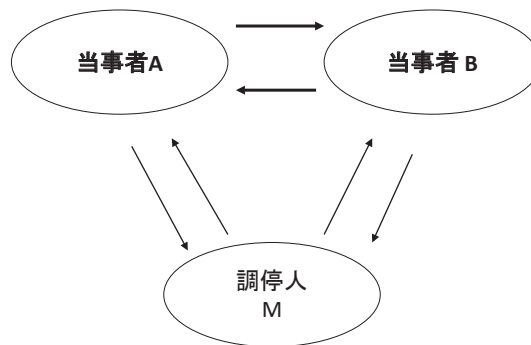




身玉山氏提供

Lecture

調停の構造
 (第三者が入った話し合い)
 調停人中心から当事者中心へ





9

モンゴル支援活動

- 2004年～2006年 JICA長期専門家
- 2008年～2010年 「モンゴル弁護士会強化プロジェクト」
- 2010年5月10日～2012年11月1日 モンゴル国調停制度強化プロジェクト(フェーズ1) – 共同実施機関名:モンゴル国一番裁判所、裁判総合会
- 2013年4月からフェーズ2が実施開始、2015年12月15日にプロジェクトが終了。

日本側の立役者



田邊正紀弁護士



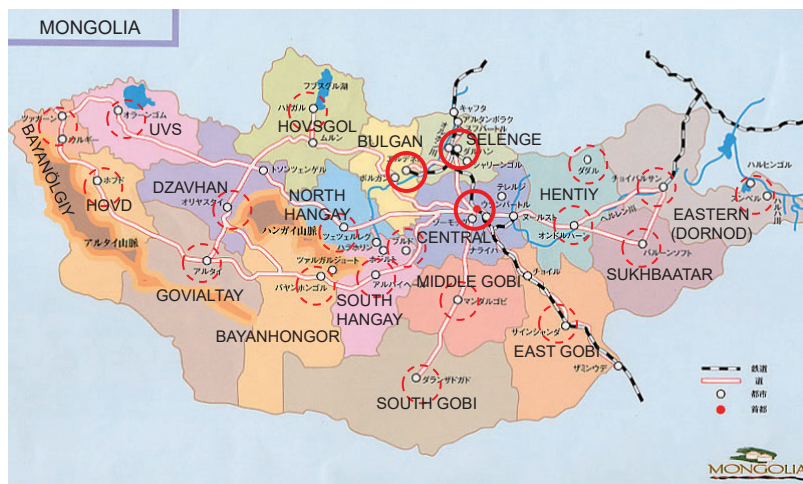
磯井美葉弁護士



岡英男弁護士



モンゴルでの調停制度強化プロジェクト





モンゴル新調停法 (2012.5通過・2013.7.1施行)

第1章 総則

1 目的

- 1.1 この法律の目的は、法的紛争を裁判外措置により和解的に処理する法的根拠を作り出し、調停実施に関して発生する権利関係を調整することである。

13



モンゴル調停制度 に対するJICAの支援の歴史

- 2004-2008 **弁護士会調停センターの設立支援**
- 2010-2012 **2つのパイロットコートへの調停導入**
 - 2010年調停人トレーニング開始
 - 2012年新調停法公布(2013年施行)
- 2013-2015 **すべての第一審裁判所への調停導入**
 - 2013年7月までに規程・書式を整備
 - 2015年10月までに19回の調停人向け研修を通じて、648名の有資格者を育成
 - 2015年12月までに65名の有資格トレーナーが誕生
 - 第一審のモニタリング調停は、2015年までに実施

14



ワーキンググループミーティング
(2011年2月)



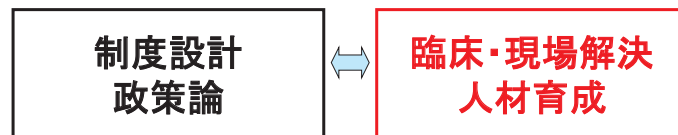
調停人育成セミナー第2回目のセミナー
(セミナー実施様子 2012年12月)

中京大学教授稲葉一人氏を高く評価し、
最高功労勲章を授与した



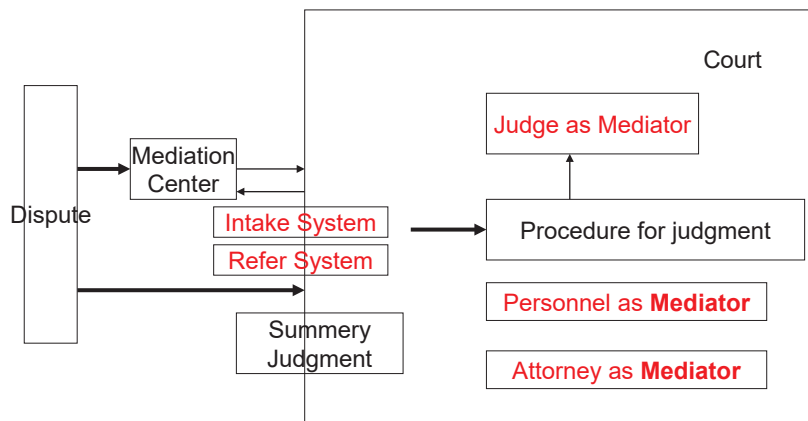


二つの考え方・アプローチ 両輪





モンゴルの民事事件における 裁判所付設型調停



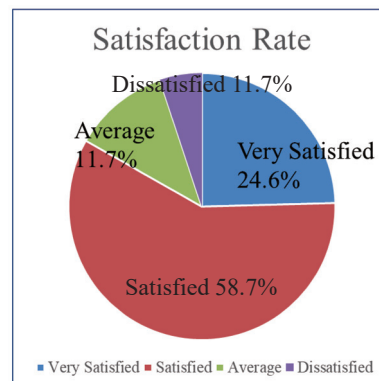
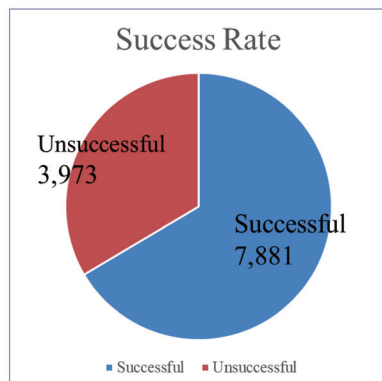
	モンゴル	日本
人口 (百万人)	3.06	126.9
面積 (千平方キロメートル)	1564	378
首都	ウランバートル	東京
言語	モンゴル語	日本語
主な民族	モンゴル人	日本人
宗教	チベット仏教など	仏教、神道など
GDP (億米ドル)	11.1	4947.4

21

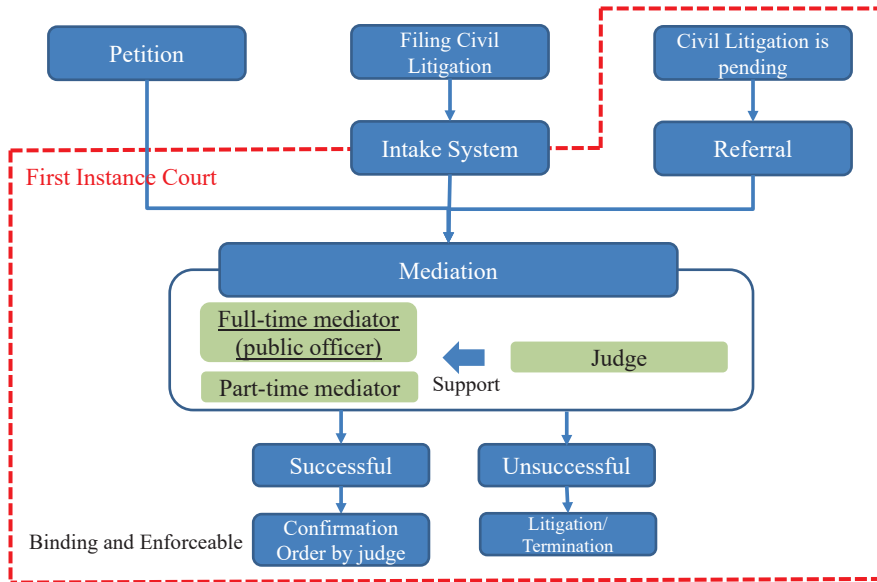
	調停事件の申立・回付件数	調停事件処理件数
2015*	15,437	11,854
2010	0	0

*annual report by the national legal institute

調停を利用した人の92%が、次の紛争にも調停を利用したいと回答しています。



22



- 裁判所評議会 (司法行政の政府機関) や調停委員会のリーダーシップ
 - 調停手続に関する政策立案への関与、調停人研修、アドボカシー活動
 - 大統領府主導の司法改革
 - 新調停法制定の指示
 - 調停人向けの集中トレーニング
 - 調停の効果的なアドボカシー活動
 - テレビ広告、エッセイコンテスト、地方でのセミナーなど
 - ステークホルダー(特にアドボケーター)との連携
- 備考: アンケート調査も重要

東南アジア・東アジアでの話し合いの文化の共有を



25



2020年活動報告

Lecture

FAQ

> What if parties can not reach an agreement?

- The mediation proceedings will end in an "order in lieu of mediation" (civil mediation) or "ruling in lieu of mediation" (domestic relations mediation), or unsuccessful mediation. In addition, the petitioner may withdraw his/her petition.
- If a mediation is unsuccessful or an objection is raised to an order/ruling in lieu of mediation, the proceedings will move on as follows:
 - Cases referred from litigation
 - Automatically return to an original litigation
 - Domestic relations cases in "Appended table 2" (ex. change of a person with parental authority, claim for child support, division of estate etc.)
 - Automatically proceed to an adjudication procedure
 - Civil cases and other domestic relation cases (ex. divorce, dissolution of adoption etc.)
 - No further automatic procedure
 - The parties may voluntarily file a lawsuit.



ပြည်ထောင်စုတရားရုံးမှ ပြည်ထောင်စုတရားရုံးသို့ အထောက်အကူပြုရန် အစီအစဉ် တွင် တွေ့ဆုံရက်စွဲ



上記の写真：
調停人育成教育向けに開発したビデオ教材

下記の写真：
バングラデシュにおける
調停人材育成教育実施様子(ロールプレイ)

6

独立行政法人 国際協力機構

20年目を迎えた愛媛和解支援センター

代表 松下純一



27

[講演録]

□ バトボルド・アマルサナー（モンゴル国立大学法学部学部長 教授）

「モンゴルにおける近年の私法分野における司法改革及びモンゴルと日本の協力について」

日本の門山法務副大臣、モンゴルのソロンゴフ法務・内務副大臣、在モンゴル日本国大使館小林大使、駐日モンゴル国大使館ボロルチメグ公使参事官、日本の法務総合研究所上富所長、モンゴルの国立法律研究所エルデム・オンダラフ所長その他御参加者の皆様に、本日、日本・モンゴル外交関係樹立50周年記念講演のお祝いを申し上げます。

私はモンゴル国立大学法学部学部長のアマルサナーと申します。本日は、ウランバートルから御挨拶させていただいております。

本日の私の発表は四つのテーマに分かれています。

最初に、モンゴルの法律の分野における両国の交流のスタートと、その基礎作りについて簡単に御紹介します。

次に、モンゴルにおける私法分野の改革、そして今後目指すべき目標、そしてそのための解決すべき課題などについて御紹介します。

3つ目に商法典制定の必要性とその分野における日本とモンゴルの協力関係について御紹介します。

最後に全てを総括させていただき、私の発表とさせていただく予定です。

日本とモンゴルの間には、1972年に外交関係が樹立されました。

1990年代までは、まだ数は少なかったのですが、モンゴルの留学生が日本に留学していました。また日本からも、留学生が来ていましたが、こちらも数はとても少なかったです。

1990年代後半から、つまりモンゴルが完全に民主的な憲法を制定して以降になると思いますが、そのときから法律の分野では協力関係を開始しています。調査をしてみましたが、1991年に大阪大学の法学部にモンゴルから留学生が行ったのが、最初の法律の分野での留学生でした。それ以降、少しずつモンゴルの留学生が、日本の大学で法学分野の教育を受けるようになっていきました。

2000年以降は、数多くのモンゴルの留学生が、日本の大学で学べる機会を得られるようになり、多くのモンゴルの留学生が、法学の教育を、学士、修士、博士課程にて受けることができるようになりました。逆に日本からの留学生も、2000年以降増えるようになっていきました。今もモンゴル国立大学に日本人留学生が在学しています。

法律分野における交流は人材育成を中心に行われました。モンゴルからは、まずモンゴル国立大学、そしてオトゴンテンゲル大学などの大学から、ほとんど教授の方々でしたが、日本に勉強しに行っていました。また、教育関係においては、モンゴルの弁護士、そして行政分野では最高裁、法務・内務省、国立法律研究所、裁判所評議会などの機関が日本との協力関係において大きな成果を挙げていきました。

日本側の機関では、大阪や愛知、東京の弁護士会、その会員の方々、名古屋大学、九州大学、東京大学、上智大学の教授の方々、そして行政分野の機関としては、法務省、JICA、国際交流基金などの機関と法律分野において協力してきました。

そして、法律分野における立法化の段階においては、次のような協力事業が行われました。

まず、2000年初めにモンゴルにJICAの長期専門家が派遣されるようになりました。JICAの長期専門家は、法律分野での両国の協力関係に大きく貢献してきました。このとき、2003年頃だと思いますが、モンゴルに商法典がないということから、商法典の必要性について議論をしたのを覚えています。モンゴルに商法典が必要なのではないかという話で盛り上がっていたという資料を私も拝読させていただきました。

2010年代に入りますと、モンゴルにおいて調停法の起草、成立、施行の分野において、日本から長期専門家がまた派遣されてきて、この分野で一緒に協力して、最終的に調停法の成立まで協力事業を成し遂げた経験があります。

また、2017年頃、特にモンゴルの法務分野において、多くのモンゴルの専門家が日本に行き、そしてモンゴルで商法典が必要なかどうか、そしてその制定につきどのようにしていけばいいのかということに関する調査や研究が行われました。これにより商法をめぐる協力関係が更に発展し、それがこの法律分野での協力関係の後押しとなったことを強調させていただきたいと思います。

次に、モンゴルにおける法律の改正は、今後何を目標にしているのかについて紹介させていただきます。

2017年までは、モンゴルでは民事関係に参加する全ての当事者は平等である、つまり全ての人々が平等の立場にあるという考え方、そういう傾向が支配していました。平等というのは、これを第一に掲げる社会主義時代からの名残であると言えるかと思います。そして、消費者や商人向けの特別な規定が本当は必要なのに、その必要はないという意見が強く強調されていました。

この点に関して、今モンゴルで行われている私法分野の改革について、そしてその適用範囲について紹介させていただきます。

まず、この私法改革は、モンゴルのビジネスの法的環境を改善する、より快適な環境に整備するということが目標にしています。その枠組みの一環として商法典起草作業を開始しています。また、消費者契約法起草作業も現在検討されています。さらに新破産法の起草も検討されている段階です。また、民事訴訟法改正案、会社法改正案なども今後検討されていく予定です。

つまり、ビジネス環境に必要な法的環境の整備に不可欠な法律を改正していく、そして制度を改革していくということがかなり幅広く検討されている状況であります。

次に、商法典の必要性、そしてこれに関して日本とモンゴルはどのように協力しているのかということについて御紹介します。

日本とモンゴルの法律分野における協力関係は、最近では商法典起草を中心に行われてい

ます。どのような協力関係が行われているかと言いますと、主に共同研究を行う、ミーティングを行い意見交換をするなどの形で行われています。

日本の法務省や研究機関など多くの機関に協力いただいています。モンゴル国立大学の法学部を代表し、この場をお借りして御礼を申し上げたいと思います。

私たちが今後、商法典を制定するに当たりまして、どのようなことを目標にしているかについて紹介します。法的解決策については何を目標にしているかと言いますと、先ほども言いましたように、全員が平等の立場にあるという、そういう価値観、こういう傾向はそのまま基本原則として維持しようという考え方を持っています。

逆に商人の特徴には配慮して、特別規定を適用した方がいいのではないかというような意見を持っています。今後これを制定していくのが改革の第一段階と考えています。

では、今どのような問題に直面しているのか、それをどのように解決していくのかについて、もう少し詳しく紹介したいと思います。

商業・商事関係に関する今の法制をより詳細化する。そして分かりやすくすることを目標にしています。これが商法の最初の目標となります。つまり、今までモンゴルの法律というのは全ての人を平等に扱っていた、商業・商事を特別扱いしていなかった、そういう規定がなかったので、今度商業・商事に関する法律をより分かりやすく、そして合理化する必要があるということです。

また、モンゴルでは商業・商事関係に関する法的規制が全くないというわけではないのです。例えば会社法など、商業に関する多くの法律が存在します。ただ、こういった法律をより体系化する、そしてより分かりやすくする必要があるということを言いたいと思います。これによって、ある程度直面している課題が解決されるのではないかと考えています。

次の問題ですが、モンゴルでは、取引に関するコストが高いという認識を持っています。契約に関しては、様々なコストが掛かっており、これが商業やB2B、そしてそういった関係において、契約に掛かるコストが高くて、時間も掛かるということが指摘されています。

この問題を解決するために、まず商法を制定する。それによって取引するために掛かるコストを削減できると考えています。また、取引に時間が掛かり過ぎるという問題もあります。不必要な事務手続が多くあり、それをより迅速に行えるような環境を、商法を制定することによって整えることができるのではないかと考えております。こういった基礎を作ることによって、その他の法律がそれに応じた形でさらに改正されていくということになります。

もう一つ問題がありますので、その解決策について紹介させていただきますと、法的効果を定めた規定というものが不足している状況です。どのような状況で法的効果が発生するのかというのが、どこにも規定されていないのです。

これにより、法の適用が不明確で、分かりにくくなっています。これによって、もっと迅速に行われるはずだったビジネスが滞るなど、様々な分野で悪影響を与えています。こ

ういった不足のところが、今後商法制定により、その枠組み内で解決されていくのではないかとこのように考えています。

また、今モンゴルでは、契約が履行されないということが多くの場合で問題となっています。Pacta sunt servanda、つまり契約したならば必ずそれを守る、契約に忠実に従うという基礎的な関係が市場経済においては不可欠です。契約が履行されるようになる、全員が契約に忠実にビジネスが行えるようになる。これも、商法の制定によって解決される問題の一つであると思います。

また、裁判所が当事者の合意、つまり当事者の希望を重視しない判決を下すケースがあります。より当事者が自分の意見や希望を詳しく主張しているにもかかわらず、それを裁判所が重視しないというケースが多く存在します。こういった問題も商法の制定の枠組み内で解決できる、そういう環境を整備していけたらと思っています。

現在、モンゴルにおける私法の基本的な傾向を紹介しているのが、次の図に示すとおりです。

私法関係において、例えば商人間の取引に関する特別な規制はそんなに存在しないということを強調させていただきたい。また、消費者との契約の特別規定もそれほど存在しない。つまり、一つの規定で商人も消費者も全て規制されてしまっているということを皆さんに紹介したく、この図を作成しました。

今後どのようなことを目標に、どのような法改正を計画しているかといいますと、消費者契約法、そして商法典を制定する。つまり、全ての人に平等に適用できるような法律、そういった商法典を制定する。また消費者を保護できるような法律も必要ですので、消費者契約法というものも入れていますが、この三つの法律がお互いを補い合って、商人や消費者を保護していくという制度をつくりたいと考えています。

本日は、何人かの名前を挙げさせていただきたいと思います。モンゴルと日本の協力関係において、特に法律分野において大きく貢献してきた、そして私にとっても常に共にお仕事をしてきた日本の弁護士、そして裁判官、そして学者の皆様の名前を挙げさせていただきたいと思います。

2004年から、愛知県弁護士会からモンゴルで長期専門家として派遣されました田邊正紀弁護士。

また、2006年から2008年の間にモンゴルに派遣されてきました磯井美葉弁護士。

そして、2010年から2015年の間にモンゴルで活躍されました岡英男弁護士。

それ以外にも、モンゴル国立大学にある名古屋大学の日本法教育研究センターに勤めていました日本とモンゴルの法律分野について有意義な講義をたくさんしていただいた上地一郎先生、澤田宗佑弁護士、村瀬健太弁護士、山本哲史先生、中村良隆先生、桜美林大学の齋藤隆夫先生、九州大学の徳本穰先生。そして本日私たちに講演して下さった稲葉一人弁護士、吉野孝義弁護士、以前裁判官でありました大変知的な方です。また、名古屋大学経済学部の中村真咲先生、福岡大学の蓑輪靖博先生、早稲田大学の榎澤能生先生、明治

大学、その前は東京大学の教授でありました太田勝造先生など、多くの方々に感謝の意を表したいと思います。

個人的にも、そしてモンゴル国立大学法学部を代表して、今までの協力に、そして長い間協力していただいたことに、改めて感謝を申し上げ、今後の御成功をお祈りしたいと思います。

そして最後の結びとなります。

モンゴル・日本、双方において法律分野において様々な協力関係を今まで実施してきたことを皆様お分かりになったかと思います。特に人材育成の分野においては、大変大きな成果を挙げています。それ以外にもモンゴル・日本の関係機関の間での法律分野における協力関係も成功しています。様々な協力事業が実施されました。これが今日の私のまとめとなります。

御清聴ありがとうございました。改めて、外交関係樹立50周年おめでとうございます。ありがとうございました。



モンゴルにおける近年の私法分野における司法 改革及びモンゴルと日本の協力について

B. Amarsanaa (LLD, Nagoya)

モンゴル国立大学法学部長

日本・モンゴル外交関係樹立50周年記念講演
日本とモンゴルにおける法の支配の浸透と促進
〒2022.12.15
ウランバートル・東京（オンライン）
主催：法務省法務総合研究所
後援：モンゴル法務・内務省、モンゴル国立大学法学部・
経済及びビジネス法センター、
独立行政法人国際協力機構（JICA）、公益財団
法人国際商事法センター（ICCLC）、
日本弁護士連合会、名古屋大学法政国際教育協力研
究センター（CALE）、九州大学

概要

- 法律分野における交流のスタートとその基礎作り
- モンゴルにおける私法分野改革、解決すべき課題
- 商法の必要性和モンゴル・日本の協力関係
- 結び



I. 序。法律分野における交流のスタート とその基礎作り



法律分野における交流のスタート 人材育成段階 (I)

- 1972年 モンゴル・日本外交関係樹立
- 1990年代後半 法律分野における協力
 - 1990年代前半 モンゴルの若者たちが日本の大学に留学をし始めた
- 2000年 多くのモンゴル人留学生が日本の法学教育を受けた
(学士、修士、博士)
- 2000年初め モンゴル国立大学法学部において、学士及び学生交流にて日本人留学生が始めた (現在、当大学博士後期課程に日本人留学生が在学している)



法律分野における交流のスタート： 人材育成段階（II）

- モンゴル側から
 - 教授（モンゴル国立大学、Otgontenger大学）
 - 弁護士
 - 行政（最高裁、法務・内務省、国立法律研究所、裁判所評議会）
- 日本側から
 - 弁護士ら（大阪、愛知、東京）
 - 教授（名大、九大、東大、上智大学）
 - 行政（法務省、JICA、国際交流基金）



法律分野における交流：立法化段階（I）

- 2000年の初め モンゴルにJICAの長期専門家派遣（日弁連）～商法典の必要性に関する議論
- 2010年代 モンゴルにおいて、調停法の起草、成立、施行
- 2017年頃 モンゴルにおいて、商法典の制定つき、意見交換



II. モンゴルにおける私法分野改革、解決すべき課題



全員平等という傾向の支配

- 2017年頃まで 民事関係に参加する全ての当事者が平等であり、すなわち商人、消費者向けの特別規定の必要がないという傾向が支配していた。



モンゴルにおける私法分野の改革、その範囲

- ビジネス法律環境の快適さ：費用削減、予測可能性を高める
 - 商法典起草作業開始
 - 消費者契約法起草作業開始
 - 新破産法起草
 - 民事訴訟法改正案
 - 会社法改正案など



III. 商法典の必要性及び日本との協力



モンゴル・日本の法律分野における協力 関係～近年

- 商法典起草における協力
 - 形式：共同研究（ミーティング、意見交換、講演、研究会等）



到達点～法的解決策について

- 全員平等の傾向～基本原則として維持
- 商人の特徴の配慮～特別規定の適用



問題1～解決策

- 商業、商事関係に関する現行法制を詳細化・合理化する
- 商業、商事関係に関する多数の法律を体制化する



問題2～解決策

- 取引費用の削減
- 取引の迅速性を高める

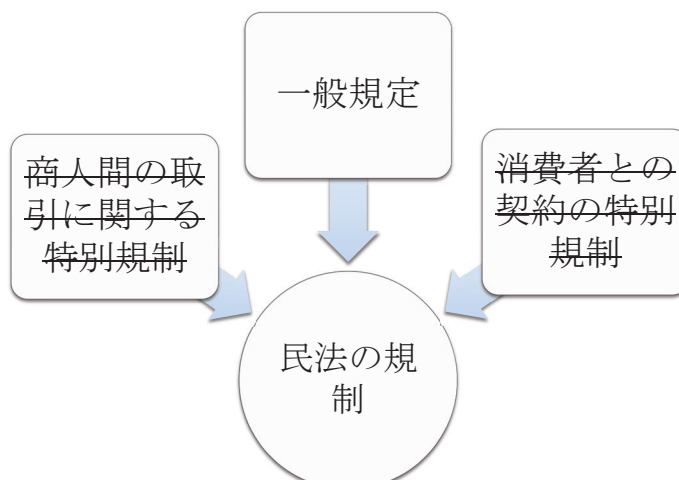


問題3～解決策

- 法的効果を定めた規定不足の解決
- 商人（事業者）の相手方商人に対する責任強化の必要性
*Pacta sunt servanda*を中心に
- 当事者の合意を重視しない判決を下すケースがあり、その解決



モンゴルにおける現行法規制（私法の基本的な傾向）



モンゴル～到達点（私法）



IV. 結び



結び

- モンゴル・日本双方において法律分野の人材育成ができている。
- モンゴル・日本の関係機関の間での法律分野における協力が成功している。

ありがとうございます。



[講演録]

□ 磯井 美葉（弁護士 日本弁護士連合会国際交流委員会委員 JICAネパール長期専門家 元JICAモンゴル長期専門家）

「日弁連とモンゴルの関わり」

私からは、日弁連とモンゴルの関わりについて、昔の思い出も入れながら、簡単に御紹介いたします。

私は、2003年から、日弁連の国際交流委員会に所属していますが、14年前、モンゴルにJICAの長期専門家として赴任していたことがあります。

モンゴルは、私にとって、初めて住んだ外国であり、第2のふるさとと思っています。

この頃から、日本の法整備支援に本格的に関わるようになり、その後も、JICA本部や日弁連を通じて、モンゴルともずっと関わり続けてきました。

現在は、ネパールに赴任中で、会場にお邪魔できないのが残念ですが、カトマンズからオンラインでお話いたします。

モンゴルに対する日本の法整備支援が、本格的に始まったのは2004年からです。

ほかの国のプロジェクトと比べると、規模は小さいですが、これまでに3名の日本の弁護士が、JICA専門家として赴任し、私は2番目です。

また、モンゴルに対する法整備支援は、長い時間を掛けて人材育成をしているほかの国と比較して、短期間で大きなインパクトが生まれ、判決公開や、調停制度の導入など、成功を収めたプロジェクトが多いことが特徴だと思います。

最初に赴任した田邊正紀弁護士は、法整備支援アドバイザーとして、モンゴルと日本の法的分野における協力の基礎を作られました。

市場経済化に伴う法令の起草に対する助言のほか、民事判例集の出版、モンゴル弁護士会（Association of Mongolian Advocates）と調停制度に対する支援などを開始されました。

特に、民事判決集の出版支援は、大きなインパクトがあった支援だと思います。

この書籍の前は、モンゴルの裁判所の判決を入手することは、事件の当事者でも簡単ではなかったようですが、この活動をきっかけに、判決集が歓迎され、今では、モンゴルの裁判所は、判決全件をウェブサイトで公開し、法廷の中の様子もカメラで公開するなど、日本よりもオープンな裁判所になりました。

この判決集出版が成功したのは、いきなり全件公開とせずに、重要なものを選ぶとしたこと、書籍として有償販売したことです。JICAなどのドナーの支援では、印刷物を関係者に無料配布することも多いですが、そうすると将来の法律家や、弁護士、ビジネスパーソンなど民間の人がアクセスできないこともあります。

田邊さんの時代に、モンゴル弁護士会活動を踏まえて、次のフェーズとして、弁護士会強化プロジェクトが始まり、そこに私が赴任しました。このときは、特に、市場経済化に伴って、活動が拡大した弁護士と弁護士会をサポートする活動を行いました。

日本の愛知県弁護士会に、弁護士会の運営の視察に行ったこともあります。私は東京の

弁護士ですが、田邊さんが愛知県弁護士会の会員であり、また、愛知県弁護士会は国際委員会の活動が盛んなため、愛知県の先生方ともいろいろな交流がありました。

その視察を受けて、モンゴル弁護士会の首都支部でも、委員会活動が始まりました。

これは、JICAプロジェクトで支援して発行された弁護士会報です。

ほかに、弁護士向けのセミナーと、弁護士会の調停センターの支援も行いました。

調停は、当時モンゴルにとって新しいもので、弁護士会の調停センターは、2007年から2008年の間に、約40件の事件を扱いました。

これは昔の調停センターの調停室で、調停人の弁護士さんたちと一緒に集まった写真です。

モンゴル弁護士会の調停センターが、件数は多くないですが、実際に話し合いで紛争を解決する実績を作ったこと、JICAのプロジェクトで調停セミナーや、日本での研修プログラムを実施したことを受けて、モンゴルの裁判所の中にも、調停制度を導入しようということになりました。

そして、2010年から、調停制度強化プロジェクトが始まり、岡英男弁護士がモンゴルに赴任しました。

このプロジェクトは、フェーズ1、フェーズ2の合計5年間行われました。

最初は、ウランバートル市内のバヤンズルフ区と、ダルハン市で、パイロット的に調停を行いました。

写真は、研修の様子、日本のメンバーがダルハン市に訪問した際、凍った川の上で、アリビというモンゴルの強いお酒で歓迎を受けたときの様子です。

2012年には、司法改革の日玉として、調停法も成立し、フェーズ2では、全国の一審裁判所で調停が行われるようになりました。

岡さんは、5年間モンゴルに滞在し、全国を周って、調停セミナーをしたり、国立法律研究所と協力して、モニタリング調査をしたりしました。

写真は日本での研修の様子です。裁判官や弁護士などが来日しました。

2015年には、1年間で1万件以上調停が利用され、その解決率も、3分の2となっています。

岡さんがプロジェクトの中で実施した調査の結果から、数字を引用しています。

また、フェーズ2を実施中であった2013年から、JICAで行う日本での研修とは別に、モンゴルの弁護士さんが、自分たちの費用で、日本を訪問して、日弁連で受け入れるプログラムが始まりました。

最初のきっかけは、同じくモンゴルの司法改革で、弁護士資格、法曹資格をどのようなものにするかが議論となり、その調査のために来日されたことでした。

その後も、さまざまなテーマで、モンゴル弁護士会から毎年10名程度の弁護士が来日され、日弁連でも、国際交流委員会モンゴルプロジェクトチームのメンバーを中心に、合計2日間のプログラムを準備して歓迎しました。

モンゴルでは、司法改革に伴い、2012年に法曹協会（Mongolian Bar Association）が設立され、弁護士はそちらにも登録することになりましたが、この法曹協会からも、日本との交流の御要望があり、日弁連でも調査をした上で、2017年、日弁連、モンゴル弁護士会、モンゴル法曹協会の三者で、友好協定を締結することになりました。

この時の友好協定締結式は、モンゴルの国立法律研究所の会議室で、日弁連の小原副会長や交流委員会のメンバーも参加して、国交45周年記念行事として行われました。

そして、その後も、日本の会計年度では2018年度と2019年度の2回、モンゴル弁護士会、モンゴル法曹協会から、日本にいらしていただき、日弁連で受け入れる2日間のプログラムが実施されました。

その直後から、コロナ流行のために行き来が難しくなり、対面の交流は一時中断していますが、本年3月には、オンラインで小さな交流会を開催しています。

そろそろ、コロナの流行も収まりつつありますので、これからまた両国の弁護士会の交流が復活し、ますます盛んになってくれればと願っています。

モンゴルと日本は、遊牧と農耕という生活スタイルや、海のないモンゴルと、海に囲まれた日本という違いもありますが、蒙古斑や、相撲の文化など、似た点もあり、昔から、お互いに親しみを感じてきた民族だと思います。

個人的な感想ですが、モンゴルの人は、ちょっとぶっきらぼうに見えることがあっても、人と人の距離が近く、率直な意見交換がしやすいことが多いです。

また、厳しい自然の中で、現状に合わせて柔軟に方針を決め、国を良くするように努力するところは、日本人も見習うべき点だと思います。そういうところに、これまでの法律分野の協力が成功した要因があるのではないかと考えています。

外交関係樹立50周年のおめでたい機会に、お話しする機会を頂きありがとうございます。



日本・モンゴル外交関係樹立50周年
2022.12.15

日弁連とモンゴルのかかわり

弁護士 磯井 美葉
isoi.miha@gmail.com

1

法整備支援(モンゴルに赴任した日本の弁護士)

2004.3～2006.6	Masanori Tanabe 田邊 正紀 法整備支援アドバイザー	1989～ 藤本正(Fujimoto Tadashi)弁護士の 個人的支援も
2006.9～2008.11	Miha Isoi 磯井 美葉 法整備支援プロジェクト(弁護士会強化計画)	
2010.5～2015.12	Hideo Oka 岡 英男 調停制度強化プロジェクト(フェーズ1) 調停制度強化プロジェクト(フェーズ2)	

法整備支援アドバイザー

- 商法などの起草に関する助言
- 民事判例集の出版
国立法律研究所(法務省所管の研究所)から出版し、有償販売
- 弁護士会に対する支援
弁護士名簿、弁護士会報、法律相談調停センター

判決公開支援

民事判決集の出版合意をきっかけに、刑事(USAID)、行政事件(WB)も
→ 実務と教育へのインパクト

【成功要因】

- いきなり全件公開には
しなかったこと
- 有償販売したこと



弁護士会強化プロジェクト

1 モンゴル弁護士会の活動強化

弁護士会報、弁護士名簿、

弁護士会運営研修(愛知県弁護士会)

2 弁護士法改正への関与

民間紛争の増加と
弁護士の役割の変化

司法アクセスの向上





弁護士会強化プロジェクト

3 弁護士向けセミナー

弁護士倫理、国際人権条約、担保法など

4 調停センター支援

設備・体制、調停人養成、広報、日本での研修

2007年～2008年に約40件の事件を扱う → 裁判所でも導入

弁護士会調停センター



調停制度強化プロジェクト(フェーズ1)

2つのパイロット地区で調停を実施(ウランバートル市バヤンズルフ区、
ダルハン市)

調停人育成のための講師育成、教材作成



2012.3 Mediation Seminar (in Mongolia)



Welcoming on ice

調停制度強化プロジェクト(フェーズ2)

調停法の成立(2012年)

全国の一審裁判所で調停実施

調停人の育成(全国でセミナーを実施)

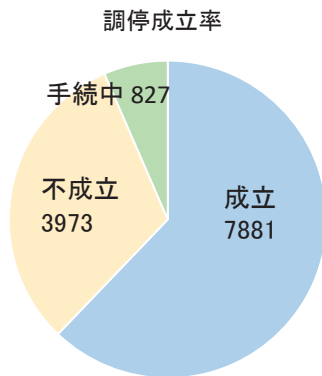
モニタリング調査

13



モンゴルの裁判所の調停事件

2015年1～12月、全国



	調停成立	不成立	合計
民事紛争	7483	1346	8829
個別労働紛争	47	59	106
家事紛争	351	2568	2919

モンゴルの調停制度

- ◆ 利用者満足度 (2015年モニタリング報告書)
満足 80%、少し満足 18%、不満 2%
- ◆ 国民の「調停」の認知度は、68.9% (同上)
- ◆ 常勤調停人 43人、書記官 9人 (2015年12月)
- ◆ 調停人資格保有者 648人 (2015年12月)

JFBAとモンゴル弁護士会AMAの交流

来日プログラム

2013.7 法曹ステータス法制定に向けた調査

2014.7 「弁護士の倫理と責任」

2015.7 「国際契約」

2016.10 「会社法」

2017.10 「日本の会社制度」

17



JFBAと モンゴル弁護士会AMA・ モンゴル法曹協会MBAとの交流

2016.9 日弁連メンバーの視察訪問

2017.11 JFBA・AMA・MBA3者の友好協定締結

19

2017.11.23 友好協定締結式(Ulaanbaatar)



JFBAと モンゴル弁護士会AMA・ モンゴル法曹協会MBAとの交流

引き続き、来日プログラム

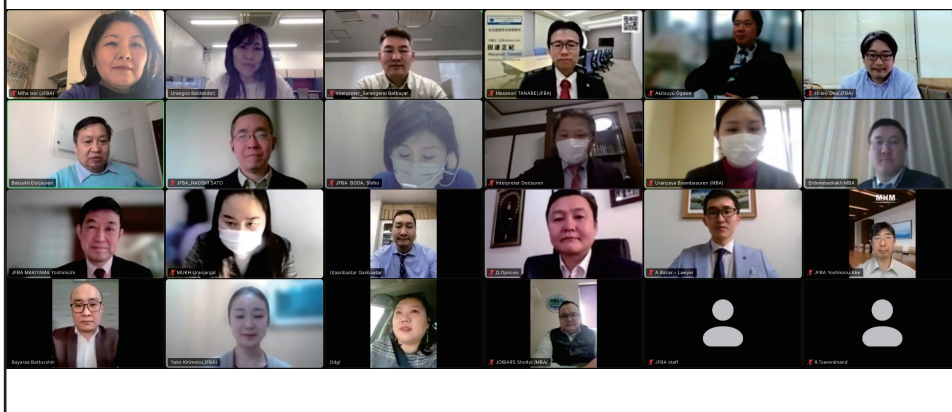
2019.3 「証券市場」

2019.10 「離婚」

21

Covid19の影響で、なかなか往来できませんが・・・

2022.3 Online交流会 「法曹界に対するコロナの影響」



日本とモンゴルの外交関係樹立50周年を心からお祝い致します。

これまでの交流に感謝し、これからもますます両国の友情が深まっていくことを祈念して。



[講演録]

□ 徳本 穰（九州大学大学院法学研究院副研究院長 教授）

「モンゴルにおける商法典起草支援」

ただいま御紹介にあずかりました九州大学大学院法学研究院の徳本穰と申します。

本年は、我が国とモンゴル国の外交関係樹立50周年を迎えました。そして法務省法務総合研究所におかれましては、この度このような外交関係樹立50周年を記念して、「日本とモンゴルにおける法の支配の浸透と促進」をテーマとして記念講演を企画されました。このような大変栄えある記念講演にて講演をさせていただきます機会を賜りまして、大変光栄に存じますとともに、国際協力部の皆様方を始め、日本とモンゴル国の御関係の皆様方に対しまして、心より厚くお礼を申し上げます。

さて、この度の記念講演では、モンゴル国に対しまして我が国の法制度整備支援の歩みとその成果につきまして広く一般の方々に知っていただきますとともに、両国の法・司法分野におけます協力関係、ひいては両国の友好関係の更なる発展を図ることを目的として開催されるものでございます。

そこで私の方からは、「モンゴルにおける商法典起草支援」というテーマにて、これまで数年間にわたり関わらせていただいていたまいりましたモンゴル国におけます商法典の立法化への支援につきまして、御紹介をさせていただきたいと思っております。

それでは、まず商法典の立法化ということに関しまして、民法と商法の関係、言い換えますと、商法の地位ということにつきまして、日本の法制度を参考にしながらお話をさせていただきますたいと思っております。

御存じのように、日本におきましては、私法におけます一般法として民法という法域が存在しております。そこでは、いわゆる民法典を始めとして多くの関連する法律が見られます。そして、この点につきましては、国によりましては、例えばモンゴル国のように民法典といわゆる商法典とを特に区別せずに、民法と商法とを同一の法典の中で規定している国も存在しておりますが、日本におきましては、民法典とは別に商法典が存在し、民法とは別に商法という法域が存在しております。そこには会社法や商業登記法などの多くの関連する法律が存在しております。

それでは、日本におきましては、このように民法典とは別に商法典が存在し、民法とは別に商法という法域が存在しておりますが、なぜそのような法体系となっているのか、言い換えますと、日本におけます商法の地位とはどのようなものなのか、この点につきましてお話をしたいと思っております。

まず、我が国の法体系におきましては、広く市民生活や経済生活一般を規律する私法として民法があり、これに対しまして、企業生活関係に特有な私法の総体として商法があると考えられております。すなわち、民法と商法とは一般法と特別法の関係に立っております。

そして、この商法という法域を実質的に見ますと、そこには商法典のみならず、会社法

や商業登記法などの数多くの商事特別法があり、さらには商慣習法も存在しております。

少し先のスライドになりますが、それでは、このような商法という法域の独自性はいずれにあると言えるのでしょうか。

日本におきまして、この点をめぐって、これまでに幾つかの考え方が提唱されてまいりましたが、現在の我が国におけます通説的な見解は、商法を企業に関する法であると捉えまして、企業に特有の生活関係を対象とする私法であるという点におきまして、民法と対比して、独自性を有するものと考えられております。

すなわち企業とは、一定の計画に従い、継続的意図を持って営利活動を実現する独立の経済単位のこととございますが、このような企業が近年以降飛躍的に発達してきましたことから、そうした企業に着目しながら、それを対象として捉え、商法を企業に関する法であると考えようになってきたというわけとございます。

このように、日本におきましては、企業というものに着目し、商法は企業に関する法であると考えられておりますが、企業の活動は不断に新しい領域を作り出しておりますことから、商法固有の領域というものは消滅することなく、民法と商法とは併存し続けるというように考えられております。

少し戻りますけれども、この点につきまして商法と民法とを対比いたしますと、例えば民法の中でも、物権法や家族法は普遍的な道徳を基礎にしたものが多く、また債権法も近年日本において改正がなされましたが、取引関係を一般的、抽象的に規律しておりますため、法の内容と現実とが乖離していくということがそれほど多くありません。

しかしながら、商法が規律の対象とします企業の活動は日々絶えず変化し、発展していきますことから、商法におきましては、現実の変化に応じて進歩・発展していくことが必要となってまいります。

また、商法は立法技術としても進歩していくことがあります。例えば、株式会社の運営や資金調達の方法をどのようにするのかという課題に対しまして、商法はその国の企業の国際競争力を向上させることにつながる、新しく合理的な制度を創造していきますが、このような商法の進歩的な傾向は、これまでに日本においても、商法改正が民法改正に対比してはるかに頻繁に行われてきたという事実からも明らかであると思われれます。

また、民法におきましては、家族法や相続法は民法の歴史や伝統に基礎を置いておりますために、国際的な統一が困難であります。企業を対象とする商法は、企業活動に伴う経済現象から生じる法則が基本的には人類に共通するものでありますことから、そこには多かれ少なかれ、内容を同じくする世界的な傾向が見られまして、国際的にも統一しやすいように思われれます。

このように、企業というものに着目し、商法は企業に関する法であると考えていきますと、商法という法域の独自性を認めてゆかざるを得なくなるように思われれます。

そして、このような独自性は、民法と対比しますと、商法の内容上の特色としても現れてまいります。例えば、営利主義、迅速主義、公示主義、外観主義、厳格責任主義、企業の維持など様々な形にて具体的には現れてくることとなります。

このように、以上日本におけます商法の地位とはいかなるものかにつきましてお話をし
てまいりましたが、大要我が国におきましては、企業というものに着目し、商法は企業に
関する法であると考えながら、商法という法域の独自性を認めているという状況があると
言えます。

それでは次のスライドになりますが、この点につきまして、モンゴル国におきまして
は、先ほどのアマルサナー先生のお話にもございましたように、これまで民法典と商法典
とは特に区別されずに、民法と商法とは同一の法典の中で規定されてまいりましたが、現
在、民法典とは別に、新たに商法典を立法化するという作業が行われております。

私の方では、これまで数年間にわたりまして、本日この記念講演に参加されております
モンゴル国立大学法学部のアマルサナー先生、そしてモンゴル国立大学法学部講師で、現
在は九州大学に留学されておりますバトバヤル先生を始め、モンゴル国立大学法学部、モ
ンゴル国法務・内務省の皆様方、そして、本日この記念講演を企画されました法務省法務
総合研究所の国際協力部の皆様方と協力をさせていただきながら、モンゴル国におけます
商法典の立法化を支援する機会をいただきまして、それに従事してまいりました。

そこで、これまでに基調講演者として参加させていただきました国際会議等を時系列に
即しまして御紹介をさせていただきたいと思えます。

まずは、2016年10月になりますが、モンゴル国立大学法学部、モンゴル国家大会
議事務局、モンゴル国法務・内務省、モンゴル国法曹協会等により企画されました「モン
ゴルにおける私法の今日的課題：諸外国における民法及び商法の法典化」というシンポジ
ウムがございます。これは、モンゴル国において新たに商法典の立法化が検討され始めま
した初めての国際シンポジウムであると言えると思えます。

次に、2017年9月にモンゴル国立大学法学部、モンゴル立法協会などにより企画さ
れました「モンゴルと日本における近年の立法的展開：商法をめぐって」という国際シン
ポジウムや、2019年9月にモンゴル国立大学法学部により企画されました「私法にお
いての世界的な傾向：日本国」という国際シンポジウムを挙げると思えます。

これらの国際シンポジウムは、法務省法務総合研究所の国際協力部の皆様方も、講演者
として御参加されました。

また、2021年12月にはモンゴル国法務・内務省、モンゴル国内務省大学、モンゴ
ル国国家大会議法務委員会によって企画されました、モンゴル国法務・内務省創設110
周年を記念いたしました「モンゴル：私法改革の過程とその挑戦」という国際シンポジ
ウムを挙げると思えます。

また、これらのモンゴル国側にて企画されました国際会議のほかにも、我が国の法務省
法務総合研究所の国際協力部によって企画されました共同研究やセミナー等にも講師とし
て関わらせていただいております。これらの共同研究やセミナー等としまして、まずは2018年8月に開催されました、平成30年度モンゴル国共同研究（商取引法関連）
を挙げると思えます。この共同研究におきましては、JICAや国際民商事

法センターの皆様方の御協力もいただいたものでございます。

次に、折からのコロナ禍の影響がございましてオンラインによって実施されたものでございますが、2021年5月に開催されました「商法に関するオンラインセミナー 日本における商人、事業者、企業等について 日本における一方的商行為について」というものや、2022年2月に開催されました「商法に関するオンラインセミナー 日本における商業使用人等について」を挙げるができると思います。

これらのセミナーにおきましては、モンゴル国立大学法学部の御協力もいただきながら、モンゴル国立大学法学部の先生方、モンゴル国法務・内務省、モンゴル国商法典起草ワーキンググループの皆様方を対象としてセミナーを実施させていただいたものでございます。

また直近では、コロナ禍の規制がようやく緩和されました今年の10月ですけれども、第3回目のセミナーに当たります、「商法に関するセミナー 日本における商業使用人等についての続き」、それと、「日本における商業登記について」でございまして、これがウランバートルに所在いたしますモンゴル国立大学にて対面式にて開催されたところでございます。この際には、法務省法務総合研究所国際協力部の庄地先生に大変お世話になったところでございました。

そのほか本年3月には、国際取引法学会、これは私の方で現在理事を務めさせていただいておりますが、そこでも担当者としてモンゴル法シンポジウムを開催させていただきまして、法務省法務総合研究所国際協力部の方からも、講師として副部長でいらっしゃいます須田先生に御参加をいただいたという次第でございます。

このように、私の方では、これまで数年間にわたりましてモンゴル国におけます商法典の立法化を支援する機会をいただいておりますが、そこでは、大要、我が国の法体系に見られますように、新たに商法典を立法化した方が、投資家等の関係者に対する予測可能性を高めますことから望ましいと考えられますことや、前に述べましたように、商法という法域には民法という法域とは異なる独自性や特色が見られますことから、商法という法域を民法という法域とは区別して捉えながら、その立法や解釈、運用等に当たっていくことが有益であると考えられますことなどを指摘させていただいてきたところでございます。

最後に、今日、法の支配という人類の普遍的価値をどのように実現していけばよいのかということが改めて問われておりますところ、その価値を共有します我が国とモンゴル国との協力関係は、両国を含めましたアジア地域全体の平和と安定の観点からも重要性が高まっております。そして将来に向けまして、両国の法・司法分野の更なる協力や連携が期待されております。

私の方では、これまで貴重な機会をいただいております我が国そしてモンゴル国の関係機関や皆様方との協力を基にしまして、今後とも、モンゴル国におけます商法典の立法化への支援を継続させていただきながら、法学の分野におけます学問的、人的交流の更なる推進に努めていきたいと思っております。

両国の法・司法分野におけます持続的な協力関係の更なる発展を心より祈念申し上げます。

御清聴誠にありがとうございました。

日本・モンゴル外交関係樹立50周年記念講演
「日本とモンゴルにおける法の支配の浸透と促進」

2022年12月15日
法務省法務総合研究所にて

九州大学大学院法学研究院
副研究院長・教授

徳本 穰

テーマ
「モンゴルにおける商法典起草支援」

目次

1. 序
2. 日本における商法の地位
3. モンゴルにおける商法典の立法化に関する国際会議、共同研究、セミナー等
4. 結び

1. 序

2. 日本における商法の地位

- ・ひろく市民生活や経済生活一般を規律する私法としての民法
- ・企業生活関係に特有な私法の総体としての商法
- ・民法と商法とは、一般法と特別法の関係に立つ。
- ・日本における通説的見解は、商法を企業に関する法であると捉え、企業に特有の生活関係を対象とする私法であるという点において、民法と対比し、独自性を有するものと考えている。
- ・そして、そのような独自性は、民法と対比すると、商法の内容上の特色としても現れてくる。

2. 日本における商法の地位（続き）

- ・商法の内容上の特色として、営利主義ということをあげることができる。
- ・商法は、取引の成立や終了についていわゆる迅速主義を旨とする規定も設けている。
- ・商法は、いわゆる公示主義を旨とする規定も設けている。
- ・商法は、権利外観法理や禁反言の原則等のいわゆる外観主義を旨とする規定も設けている。
- ・商法は、いわゆる厳格責任主義を旨とする規定も設けている。
- ・商法は、企業の維持を図るための規定も設けている。

2. 日本における商法の地位（続き）

- ・現在の日本における通説的見解は、商法を企業に関する法であると捉え、企業に特有の生活関係を対象とする私法であるという点において、民法と対比し、独自性を有するものと考えられている。
- ・すなわち、企業とは、一定の計画に従い、継続的意図をもって、営利行為を実現する、独立の経済単位のことであるが、こうした企業が、近代以降飛躍的に発達してきたことから、そうした企業に着目しながら、それを対象として捉え、商法を企業に関する法と考えるようになってきたのである。

3. モンゴルにおける商法典の立法化に関する国際会議、共同研究、セミナー等

モンゴル国側により企画された国際会議の例

・2016年10月

「モンゴルにおける私法の今日的課題：諸外国における民法及び商法の法典化」

モンゴル国立大学法学部、モンゴル国家大会議事務局、モンゴル国法務・内務省、モンゴル国法曹協会、等により企画された国際シンポジウム

・2017年9月

「モンゴルと日本における近年の立法的展開：商法をめぐって」

モンゴル国立大学法学部、モンゴル立法協会、等により企画された国際シンポジウム

・2019年9月

「私法における世界的な傾向：日本国」

モンゴル国立大学法学部により企画された国際シンポジウム

3. モンゴルにおける商法典の立法化に関する国際会議、共同研究、セミナー等 (続き)

・2021年12月

「モンゴル：私法改革の過程とその挑戦」

モンゴル国法務・内務省、モンゴル国内務省大学、モンゴル国国家大会議法務委員会により企画された、モンゴル国法務・内務省創設110周年を記念する国際シンポジウム

3. モンゴルにおける商法典の立法化に関する国際会議、共同研究、セミナー等 (続き)

法務省法務総合研究所国際協力部により企画された共同研究、セミナーの例

・2018年8月

平成30年度モンゴル国共同研究（商取引法関連）

・2021年5月

「商法に関するオンラインセミナー 日本における商人、事業者、企業、等について 日本における一方的商行為について」

・2022年2月

「商法に関するオンラインセミナー 日本における商業使用人等について」

3. モンゴルにおける商法典の立法化に関する国際会議、共同研究、セミナー等
(続き)
4. 結び

・2022年10月

「商法に関するセミナー 日本における商業使用人等について（第2回目の
セミナーの続きについて） 日本における商業登記について」

御清聴、誠にありがとうございました！

[講演録]

□ サランゲレル・バトバヤル（モンゴル国立大学法学部専任講師 九州大学大学院法学府博士課程）

「モンゴルの法学教育制度における日本との協力及び効果」

ただいま御紹介にあずかりましたモンゴル国立大学法学部、また九州大学の博士課程のバトバヤルと申します。

本年、モンゴル国と日本国は外交関係樹立50周年を迎えました。そして本日、法務省法務総合研究所が、外交関係樹立50周年を記念し、「日本とモンゴルにおける法の支配の浸透と促進」をテーマにして講演を企画され、両国の関係機関が後援されております。このような記念講演にて講演させていただくという大変貴重な機会をくださった法務総合研究所国際協力部の皆様方を始め、モンゴルと日本の御関係の皆様方に心より御礼を申し上げます。

それでは本日私は、「モンゴルの法学教育制度における日本との協力及び効果」というテーマでお話をさせていただきます。

まずは、なぜこのような話をするかについて簡単に紹介をさせていただきたいと思えます。

私は2007年にモンゴル国立大学法学部に入学し、その際には、その前年となる2006年に、モンゴル国立大学法学部において名古屋大学の日本法教育研究センターが設立されておりました。そして私は、子供の頃から日本に留学する希望を持っており、日本法教育研究センターに入学し、5年間にわたり、モンゴル法と共に日本語や日本の法律について学ぶことができました。そして私はモンゴル国立大学法学部を卒業して、モンゴル国立法律研究所、またモンゴル国立大学法学部といった学術研究機関に勤め、法学教育分野に関わりながら、実務家として弁護士の仕事にも従事してまいりました。

そのような経緯で、過去10年間、日本の学術機関を始めモンゴルに進出する日本企業とも協力していることから、本日は私の方から、先ほど申し上げた「モンゴルの法学教育制度における日本との協力及び効果」というテーマでお話することにしました。

そして本日のお話は、法学教育における日本との協力及び学術的な活動と、実務家としてリーガルサービスにおいて行われている活動やその効果という二つに分けてお話をさせていただきます。

まずは、法学教育における日本との協力についてですが、このスライドに示しており、四つの主なプログラムがあるというふうに思われております。

しかし、もちろんこれらには限りませんが、モンゴルの学生たちが法律を勉強すべく日本に留学している代表的なプログラム事業として、この四つについて紹介させていただきたいと思えます。

最初に名古屋大学の日本法教育研究センターについてですが、次の講演であるダワーニヤム先生の講演で詳しく御紹介させていただきますので、ここでは省略いたします。

次に、日本政府が実施する人材育成奨学計画事業、JDSという事業がありますが、この事業は、法律分野だけではなく幅広い分野においてモンゴルの行政官の方々が日本に留学されておりますが、もちろんそこに法律分野も含まれております。具体的な数字を見ると、この事業により2002年からモンゴルから留学生を受け入れ始め、2019年までは合計346人のモンゴル人留学生を受け入れており、毎年この1人から2人が法律分野の留学生であり、例えば、私の何人かの知り合いもこの事業で法律分野で留学し、モンゴルに戻って活躍しております。

続いて、日本の文部科学省の国費留学生制度でありまして、2021年5月の統計によると、2020年で3,075人のモンゴル人が日本に留学しているうち、275人が国費留学生となっております。つまり、それは全留学生の8.9%を占めております。そのうち法律分野に留学する学生が多くおられます。

また、日本の文部科学省のYLP、Young Leaders' Programがありまして、このプログラムの法律分野における留学生を受け入れる大学は九州大学であり、私の何人かの知り合いもこのプログラムで法律分野に留学されたことがあります。

続きまして、学術分野においてどのような活動を行っているか、その効果について紹介させていただきます。このスライドに示しているのは、モンゴル国立大学法学部を中心に企画されたシンポジウムの一部を例として挙げております。これら以外にも商法を始め、モンゴル法や日本法の研究会が多く企画されておりまして、両国の多くの先生方、学者たちが参加してまいりました。

例えば、商法に関するシンポジウムについては、先ほどの徳本先生の講演でも紹介されましたが、このスライドに示されているのは、アマルサナー先生の協力の下で日本の国際交流基金から研究助成金を受けて、2016年から2019年にかけて4年間連続して、日本法とモンゴル法の現状や発展について企画したシンポジウムであります。

そしてこのシンポジウムにつきまして、毎年日本から大学の先生方を始め、弁護士の実務家の先生方も招へいしてシンポジウムが行われ、それらのシンポジウムの論文をまとめて論文集として発行し、モンゴル法学教育における比較研究の文献として使われております。これらも学術的な効果であるといえるだろうと思います。

また、学術的な効果として、上述したとおり、多くのモンゴル人が日本に留学し、日本語で書かれているモンゴル法に関する文献も増えていることです。例えば、本日モンゴルからオンラインで参加している岡先生、先ほどの先生方の講演で何回も名前が出ました岡先生ですが、2021年に行われた調査によると、日本語で書かれているモンゴル法に関連する論文の数はこのスライドに示しております。

例えば、2015年以降は26本、2010年から2014年にかけて27本、2000年から2009年にかけて64本、1999年以前は15本となっております。しかし、これらはC i N i iを利用して検索した結果でありまして、これら以外にも、モンゴル法に言及している論文などは数多く存在すると思われませんが、これらも法学分野における日本との協力の効果といえると思います。

そして次の効果として、モンゴル国立大学法学部の学生たちの成果であります。

具体的には、日本の上智大学が開催する大学対抗コンペティションという日本の大学を始め、オーストラリア、韓国、台湾、中国、モンゴルといった国々の大学のチームが参加して、国際仲裁、またビジネス交渉で対戦する大きな大学対抗コンペティションであります。その大会には、モンゴル国立大学法学部のチームは2017年から参加し始め、2018年には7位に入ることができました。

なぜ私がこのような話をしているかというと、その大会は英語チームと日本語チームという二つのチームが参加し、モンゴル国立大学法学部の日本語チームの全員は日本法教育研究センターの学生たちであり、日本語で日本の学生たちと対戦し、そして2020年の大会にはモンゴル国立大学の日本語チームは日本語での交渉分野で最高点を取り、最優秀チームに選ばれたのは法学教育における効果の現れだと思えます。

そして法学教育制度における日本との協力は、学術分野だけではなく実務的、つまりリーガルサービス分野においても効果を出しております。

モンゴルに進出する日本企業及び日本人向けに行われている活動については、このスライドで紹介させていただきます。話の最初のところでも申しましたように、私は研究者以外にも実務家として弁護士の仕事にも従事してまいりました。そういうことで、2018年から2019年にかけて、在モンゴル日本国大使館の顧問弁護士を務めておりました。当時から、在モンゴル日本国大使館が開催する日本企業支援モンゴル法セミナーに定期的に参加し、岡先生の協力で10回以上も講演し、また、モンゴル法最新情報のニュースレターも作り、モンゴルに進出している企業に配布する活動も行っております。

さらに近年では、モンゴルにおいて日本語でリーガルサービスを提供する法律事務所も設立されておまして、日本企業向けのリーガルサービスにおいても、そのような方々が貢献していると思えます。

そこで本日の話をまとめると、この数年間、法学教育における日本との協力の結果として、日本語が分かる、また日本法について、ある程度知識がある人材が育成できていると思えます。また、その方々も今後の両国の協力の大きな柱になるだろうと期待しております。

さらに学術分野においても、2019年にモンゴル国立大学法学部と九州大学大学院法学研究院との学術的協力協定が結ばれ、今後も法学教育分野における協力関係が発展していくものと信じております。

最後になりますが、この場を借りて、今まで両国の法律分野における協力に重要な役割を果たしている方々や、アマルサナー先生、徳本先生、岡弁護士を始め、皆様方に深くお礼を申し上げますとともに、今後の50年間の両国の更なる協力・発展にも、自分なりの貢献をしてまいりたいと強く思っております。

私からの講演は以上です。御清聴ありがとうございました。



日本・モンゴル外交関係樹立50周年記念講演
「日本とモンゴルにおける法の支配の浸透と促進」

モンゴルの法学教育制度における日本との 協力及び効果

Sarangere1 BATBAYAR

弁護士

モンゴル国立大学法学部専任講師

九州大学法学研究院法学府博士後期課程

日本学術振興会特別研究員

概要

- 法学教育における日本との協力
- 学術的な活動や成果
- リーガルサービス活動
- 結び



法学教育における日本との協力

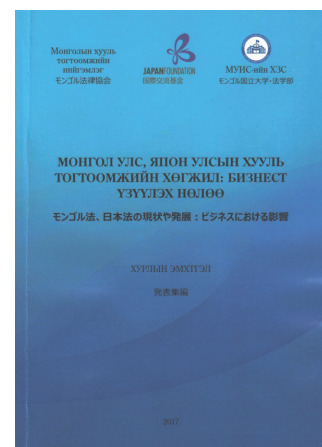


- 名古屋大学の日本法教育研究センター（CJLM）
 - 詳しくは、Davaanyam先生の講演から
- 人材育成奨学計画（JDS）事業
 - 2002年から2019年まで合計346人のモンゴル人留学生を受け入れた。
 - 毎年、1人から2人の枠が法律分野
- 文部科学省の国費外国人留学生制度（MONBUSHO）
 - 留学生総数3075人、そのうち国費留学生275人（8.9%）（令和2年5月1日）
- 文部科学省のYoung Leaders’ Program(YLP)
 - Young Leaders’ Program(YLP) in Law（九州大学）

学術的な活動やその効果（1）



- 国際シンポジウム、研究会、セミナーなど（例）
 - 2016年「モンゴル法・日本法の現状と発展：ビジネスにおける影響」（国際交流基金の支援）
 - 2017年「モンゴルと日本における近年の立法的展開：商法をめぐって」（国際交流基金の支援）
 - 2018年「モンゴルと日本における近年の立法的展開：会社法」（国際交流基金の支援）
 - 2019年「私法における世界的な傾向：日本国」



学術的な活動やその効果 (2)



- 日本語で書かれているモンゴル法に関する文献も少なくない。
- CiNii (NII学術情報ナビゲータ[サイニィ])を利用して「モンゴル」、「法」、「法制」等の単語で検索した結果によると。
 - 2015年以降～26本
 - 2010年から2014年～27本
 - 2000年から2009年～64本 (この中、21本はモンゴル民法典の和訳)
 - 1999年以前～15本
- 出典：法務省 (岡英男、2021年) 「モンゴルにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究報告書」

学術的な活動やその効果 (3)



- モンゴル国立大学法学部の学生たちの成果 (大学対抗交渉コンペティション) (例)
 - 2018年第17回大会 モンゴル国立大学チームは、第7位。
 - 2020年第19回大会 モンゴル国立大学の日本語チームは、日本語での交渉コンペティションに優勝。
 - 2022年第21回大会 モンゴル国立大学の英語チームは、英語での仲裁コンペティションに優勝。



リーガルサービス活動



- モンゴルに進出する日本企業及び日本人向けのリーガルサービス
 - 2018年～2019年まで在モンゴル日本大使館の顧問弁護士
 - 2017年以降～日本企業支援モンゴル法セミナー（10回以上講演）
 - モンゴルビジネス・投資のためのモンゴル法最新情報のニュースレター
 - 日本語でリーガルサービスを提供する法律事務所設立

結び



- 大学間の協力関係（例）
 - 2019年 九州大学大学院法学研究院とモンゴル国立大学法学部との学術交流および学生交流に関する協定
- 日本語が分かる、ある程度日本の法律について知識がある人材の育成
- 法律分野において、日本の大学院のレベルで留学するモンゴル人留学生が増えているのは、比較法研究の発展に貢献できる。



ご清聴ありがとうございます。

[講演録]

□ ガンホヤグ・ダワーニヤム（弁護士 モンゴル国立大学法学部上級講師） 「モンゴルの法学教育制度における日本との協力及び効果」

皆さん、こんにちは。

まず、この記念講演を開いてくださった主催者の皆さんに感謝の気持ちを申し上げたいと思います。先ほどバトバヤル先生が指摘したように、私はモンゴルにおける日本法教育研究センター（通称C J L M）の法学教育とその効果についてお話しさせていただきます。

私は同センターの修了生であり、今もセンターで先生として働いているので、こんな貴重な機会が与えられたことを嬉しく思います。

私の今日の話の内容は、まず、C J L Mとはどういうものか簡単に紹介し、C J L Mのカリキュラム、C J L Mの修了生の進路、修了生による法学教育とその活躍、そしてまとめで終わりにしたいと思います。

まず、C J L Mについて簡単に紹介させていただきます。名古屋大学とモンゴル国立大学の協力の一環として、名古屋大学法政国際教育協力研究センターの海外拠点として、モンゴル国立大学の法学部内に、2006年にC J L Mが設置されました。C J L Mの特徴としては、日本語による日本法教育です。法学部に入学している学生の中から20人ほど受け入れて、5年間にわたって教育をするプログラムです。

現在まで16年間継続的に研究を行い、日本法、比較法含めて日本法教育を行ってきました。在学中の大学生は47名です。修了生は2011年が初めてですが、そこから90人ぐらいが出ています。

C J L Mのカリキュラムとしては、5年間にわたって法学教育を行うというもので、具体的に述べると、1年生と2年生のときは日本語とアカデミック能力、高度な日本語を中心に教えています。3年生のときから、日本法と、学位論文とか論文の書き方、比較法の授業を中心に教えます。そのときは一定の事例に対してモンゴル法、日本法でどのように考えるのか、そういった観点から授業を教えることが多いです。

ちなみにC J L Mの学生はモンゴル国立大学法学部の学生であることが前提なので、モンゴル法の授業も5年間にわたって行っているという状況です。

優秀な学生は卒業してから名古屋大学の大学院に進学することになっています。最近では、名古屋大学だけではなくて、日本のほかの大学、名古屋経済大学、金沢大学、中央大学などに留学する学生たちも増えています。

次のスライドをお願いします。

次はC J L Mの修了生の進路について簡単に紹介します。C J L Mの修了生はほとんど大学を出てから大学院に入学しています。このスライドから皆さん御覧のとおり、約90人の修了生がいる中でその半分以上が大学院に進学しています。例えば、修士号を取得しているものが44人で、博士号を取得しているものが3人、修士課程在学中の者が9人、

博士課程在学中のものが9人など、高度なレベルの日本語と高い研究能力を持っている者が多いです。

彼らがどういった仕事をしているかという点、モンゴルでは仕事に就いている者が多くて、ほとんど民間企業の法務部で法律家として働いています。それ以外にモンゴル国立大学の法学部に専任講師として働いている修了生も6人います。それが法学部の全ての先生にどのくらいいるかという点、13%までに及んでいます。それ以外に法律事務所のパートナーまで上り詰めた者も5人ほどいます。

C J L Mの修了生だけで法律事務所を作ったところも二つあります。それ以外に内閣事務室、大統領事務室、スパイ局、人権委員会、在モンゴル日本国大使館など、いろいろな機関で修了生たちが働いています。モンゴルに限らず日本の法律事務所とアメリカの民間企業などに就職している修了生もいます。

ここから言えることは、C J L Mの修了生は単なる法学教育だけではなくて、いろいろな機関に所属しており、その機関においてモンゴルと日本の架け橋となることが期待されています。

次に、修了生による法学教育と研究活動を中心に話をしたいと思います。最近では、C J L Mの修了生による法学教育と研究・立法活動への貢献が見られています。例えば、法案起草に関しては、民事訴訟法、国有企業法、投資銀行法、商法、消費者保護法、民法改正案などに修了生の代表たちが活躍して関わっています。

また、法学教育・研究の活動の視点では、私法分野に属する本が数多く出版されています。例えば、「日本の消費者契約法の解説」、「会社法の基礎」「競争法の理論・実務」、「商法総論」などがその代表であると思います。

その一つである商法の教科書に限って言うと、先ほど徳本先生の話でも出てきたと思うのですが、日本とモンゴルの法務省が協力して商法の起草を作成するプロジェクトを実施しているのですけれども、それをモンゴル国内からサポートすることもできるようになってきています。この教科書を書かれた6人のうち5人がC J L Mの修了生となっています。

ちなみにモンゴルの法務省と内閣府がこの何年間、民事・私法分野を改革する法律の整備に力を入れており、その点では、2012年の法務大臣記念のコンテストでこの教科書が第2位となりました。

最後になりますが、まとめに入ります。本記念講演のタイトルは「日本とモンゴルにおける法の支配の浸透と促進」です。その視点で、モンゴル法の促進と法整備における日本の効力という視点で考えると、直接的には、日本政府とモンゴル政府間の協力を通じた法起草支援と法整備支援などが行われていると思います。

一方で、間接的に名古屋大学とモンゴル国立大学の間などの協力を通じた法学教育・研究活動がなされています。いずれにしろ法整備支援の面で出てくるチャレンジは、現地状況に適した法律の継受を行うことだと思います。その視点に限っては、現地法の知識を持っていて、また、その母法、今回の場合は日本法が中心になろうと思いますが、日本法

の知識も考え方もよく分かる、その状況を二つ合わせてこそ良い法の継受ができると思います。

その面では、日本法とモンゴル法の知識を有しているC J L Mの修了生が大きな役割を果たすことが期待されています。その視点では、現地法の状況を誰よりも知っている、その点で、その現地の法、モンゴルの状況に適した法の促進を目指す点では意義があると思います。

二つ目としては、法学教育と研究を中心に今までは話をしてきましたが、それより広い範囲で、先ほども話したとおりほかの国の機関、民間企業でもC J L Mの修了生などが活躍されているので、両国の架け橋となることが今後とも期待されると思います。

これで私の話は以上となります。御清聴どうもありがとうございます。

モンゴルの法学教育制度における日本との協力及び効果：

モンゴルにおける日本法教育研究センター
(CJLM) の法学教育・その効果

Dr. DAVAANYAM Gankhuyag

弁護士

モンゴル国立大学法学部 上級講師

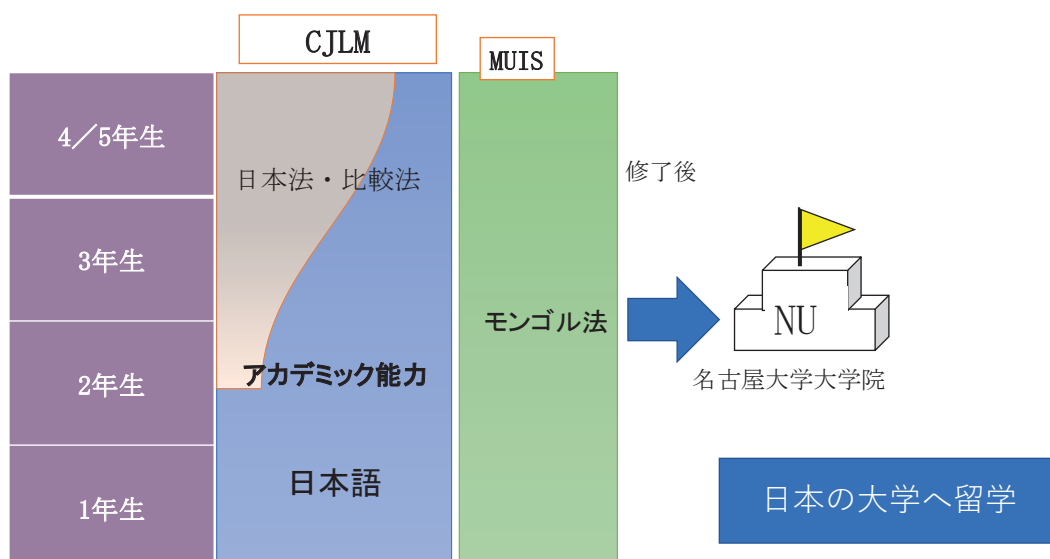
目次

- CJLMの紹介
- CJLMのカリキュラム：法学教育・研究
- CJLMの修了生の進路
- 修了生による法学教育・その活躍
- むすび

CJLMの紹介

- 平成18年（2006年）
 - 名古屋大学とモンゴル国立大学（MUIS）の協力の一環として、名古屋大学法政国際教育研究センター（CALE）は、同センターの海外拠点としてMUIS法学部内にCJLMを設立
 - 日本語による日本法教育・研究
 - 法学部の入学生から約20人を受け入れる
- 現在（2022年）
 - 16年間：法学教育・研究
 - 在学学生：47人
 - 修了生：90人

CJLMのカリキュラム：法学教育・研究



CJLMの修了生の進路

修了後の学歴

- 修了生の人数（2011年 - 2022年）：約90人
- 修士号取得：44人
 - 名古屋大学：31人
 - MUIS法学部：4人
 - 中央大学：2人
 - 名古屋経済大学：2人
 - 慶応大学：1人
 - 大阪大学：1人
 - 福岡大学：1人
 - Arizona University：1人
 - Lincoln University：1人
 - Bay Atlantic University：1人
 - Zhejiang University：1人
- 修士課程在学中：9人
- 博士号取得：3人
 - 名古屋大学：2人
 - 大阪大学：1人
- 博士課程在学中：9人

修了生の就職先

- モンゴル国在職
 - 企業の法務部：50人
 - 銀行法務部：5人
 - MUIS法学部の専任講師：6人（約13%）
 - 法律事務所のパートナー：5人
 - 修了生による起業家(alison and kate partners)
 - 法律事務所の法律家：5人
 - 内閣事務室：2人
 - 大統領事務室：1人
 - スパイ局：1人
 - 人権委員会：1人
 - 在モンゴル日本大使館：1人
- 日本在職
 - 法律事務所：2人
 - 企業の総務・法務部：5人
- 米国在職
 - 企業の総務・法務部：2人

修了生による教育・研究活動

法学教育・研究・立法活動にも貢献

- 法案起草
 - 民事訴訟法 (Norovsambuu. G)
 - 国有企業法 (Davaanyam. G)
 - 投資銀行法 (Davaanyam. G)
 - 商法 (Purevbaatar. R)
 - 消費者保護法 (Purevbaatar. R)
 - 民法改正案 (Gankhurel D., Ariunzaya. B)
- 教育・研究活動（教科書）
 - 单著 『日本消費者契約法の解説』（2021年）
 - 单著 『会社法の基礎』（2021年）
 - 共著 『競争法の理論・実務』（2022年）
 - 共著 『商法総論』（2022年）等

商事法の教科書（2022年）

- 1) B. Amarsanaa
- 2) G. Davaanyam
- 3) S. Batbayar
- 4) N. Norovsambuu
- 5) R. Purevbaatar
- 6) D. Gankhurel



2022年法務大臣記念のコンテストでの第二位

- 名大大学院修了生：4人
- CJLM修了生：5人
- MUIS法学部の専任講師：全員

むすび

- Title : 日本とモンゴルにおける法の支配の浸透と促進

1) モンゴル法の促進 → 法整備における日本の協力

- 直接 : 日本政府とモンゴル政府間の協力を通じた法案起草支援・法整備支援等
- 間接 : 例としてNUとMUIS間の協力を通じた教育・研究活動

➤ 法整備支援のChallenge: 母法+現地法=良い法継受

2) 日モ法の知識を有しているCJLMの修了生とその効果

- 現地法・現地の状況を踏まえた上で、モンゴル法の促進を目指す
- 法学教育・研究が中心となっているが、広い意味での協力にも貢献

ご清聴ありがとうございます